

令和3年3月定例会会議録

令和3年豊郷町議会3月定例会は、令和3年3月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

教	育	長	堤	清	司				
教	育	次	長	馬	場	貞	子		
社	会	教	育	課	長	中	山	圭	史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議	会	事	務	局	長	神	辺	功			
書					記	久	保	川	真	由	美

5、提案された議案は次のとおり

会議録署名議員の指名

一般質問

河合議長 皆さん、おはようございます。3月定例会を再開いたします。
ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、
本日の会議は成立いたしました。
本日の会議を開きます。
(午前8時55分)
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、高橋直子議員、8
番、西澤博一議員を指名いたします。
日程第2、一般質問を行います。
執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、
質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力
のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に
記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法
第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問
を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分です
ので、議員の皆さんは、ご協力をよろしくお願いいたします。
それでは、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 はい。議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、皆さん、おはようございます。一般質問に入らせていただきます。
行政手続の簡素化と押印廃止の考え方について問います。
中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進し、昨年10月16日の会見で、
約1万5,000の行政手続のうち、「99.247%の手続で押印を廃止できる」
と明らかにされ、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。
このような状況の中、本町の現状と今後の取組と考え方について問います。
1、本町は押印廃止することについてどのように考えているのか。
2、メリット、デメリットについてはどのように考えているのか。
3、これまでも押印廃止について議論してきた経緯はあるのか。
4、これまで押印を廃止してきた実績はあるのか。
5、押印をなくすだけでなく、手続のオンライン化や簡素化を進めなければな
らないと考えるが、どのように取り組んでいくのか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 おはようございます。中島議員の一般質問にお答えします。

行政手続の簡素化と押印廃止の考え方について。

まず、①本町は押印廃止することについて、どのように考えているのかということにお答えします。国が強く押し進めているので本町でも取り組む必要があると考えております。

②メリット、デメリットについてはどのように考えているのかについては、メリットは、手続の簡素化につながることです。デメリットは、昔の考え方で恐縮ですが、最後の本人確認が取れるかどうかだと思っております。

③これまでも押印廃止について議論してきた経緯はあるのかについては、ニュースや記事が出ると、町長と協議をしてまいりました。その中で、各課に廃止ができるか業務の洗い出しを指示されていましたが、私の失念のため、できていませんでした。

④これまで押印を廃止してきた実績はあるのかということですが、廃止とまではいきませんが、福祉関係であれば、署名さえされていれば、押印不要の書類は多くあります。

⑤押印をなくすだけでなく、手続のオンライン化や簡略化を進めなければならないと考えるが、どのように取り組んでいくのかということについては、本町といたしましても、行政手続のオンライン化は急務と考えておりまして、県内自治体で構成するスマート自治体滋賀モデル研究会や近江自治体ネット整備促進協議会などで、電子申請やワンストップ行政サービスを研究されておりますので、来年度以降に加入し、可能な部分から導入しつつ、国のデジタルガバメントの動向も注視しつつ、適正に処理していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質疑ありますか。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 簡単に言えば、今のところはできてないと。いろいろと協議はあるものの、そこに至っていないとか、そのように受け止めましたが。法令等により押印が規定されていると手続きは、国の法改正に合わせて進めなければならないと思いますが、法令、規則等の定めがないが、慣例的に押印を求めている手続や、町の規則で押印を求めている手続。また、本町の裁量で見直しができる手続は、押印の廃止や添付文書の見直しなど手続の簡素化ができると思うが、大体件数はどれぐらいあるか分かりますか。それと、検討しているのであれば、その時期も教えていただきたい。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えします。

件数につきましては、今ちょっと各課に洗い出しをお願いしているところでございます。国の地方公共団体における押印見直しのマニュアルというのが令和2年12月18日に発出されております。その中でも、押印の見直しについては、押印をなくすこと自体が目的ではないということです。行政手続における国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることが目的です。

それによって、申請手続のオンライン化を推進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスの向上へとつながるような取組ということで、国の方からも強く推し進められておりますので、時期としてはもう令和3年度から、いろんな協議会にも参加しつつ、手続も令和3年になると、恐らく、今は彦根市が、1月1日から署名、押印の手続の廃止を300件ほどされておりますし、来年の4月1日からは1,200件に増やすということも聞いております。近隣でいきますと愛荘町、多賀町は、今、洗い出しをしているところでもありますし、令和3年度から甲良町は行いますということも聞いておりますので。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 国がそれだけ強く推し進めているので、近隣の市町もそれなりにその準備に入っているというところだと思いますが、豊郷町も早急に十分に準備に入っていて、スムーズな押印廃止の手続をしていただければいいかと思います。

行政手続の簡素化は今後電子手続の対象拡大とすることになるかと思います。時間の制限なく行政のサービスを提供することも可能になり、庁舎内の密を回避でき、紙ベースを減らすことで、町民、職員の接触を低減できて、また、新型コロナウイルス対策のメリットも出てくるかと思いますので、早急に検討に入っていただければと思いますので、今一度そこのお考えをお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再々質問にお答えします。

近隣の市町も準備に入っておりまして、特に彦根市では、1月1日から廃止された業務の一覧表がもう既に出ています。ほかの市町も定められたら、業務の廃止の一覧表が出てくると思いますので、それも照らし合わせながら進めていき

たいと思っております。

あと、電子化の導入で庁舎のコロナの密を避けるとかいう話も、そのとおりだと思っております。国の方では、実際、業者とのやり取りの中で、書類の申請などをPDF化して、それで処理を、どう言ったらいいんですか、自宅で確認するという作業もしていたという話が、押印見直しのマニュアルの中に入っていますので、そういうことも考えていかなければと思っております。

以上です。

河合議長 次の質問を許します。

中島議員 次の一般質問に入ります。SDGs（持続可能な開発目標）推進について問います。

世界的規模での目標である「SDGs（持続可能な開発目標・誰一人置き去りにしない）」が2015年、国連において全会一致で採択されました。

2030年までに目標達成を目指し、17の分野の目標が設定され、169のターゲットで構成されています。2017年12月に「SDGsアクションプラン2018」が、日本の「SDGsモデル」の発信を目指して策定され、「持続可能で強靱、そして、誰一人取り残されない経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されました。今後、SDGsを取り入れた自治体運営は必要と考えるが、取組とどのように反映していくのか、考え方について問います。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員のSDGsの推進についてのご質問について、お答えをいたします。

SDGsにつきましては、確かに、県やよその市町では、総合計画や広報にその内容がSDGsのどの分野、ターゲットに該当するか等を記載しながら、取り組んでおられる団体もございますが、本町におきましては、ふだん、町の行っている事務事業は全てSDGsの何らかの分野につながっていると考えておりまして、あえてSDGsの取組として意識はしておりませんでした。

今般、ご質問もいただき、内閣府の地方創生SDGs官民連携プラットフォームにも入会をいたしましたので、今後は、より一層、SDGsの理念を意識しつつ、日々の行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再質問に入ります。

滋賀県の市区町村を見ると、2021年現在で、大津市、彦根市、湖南市が賛同自治体となっています。全国でのSDGs日本モデルの宣言をしている自治体を見ると、2021年1月15日で、都道府県で42、市区町村で342。同じ2021年2月9日現在では、都道府県42の市区町村で360と。約20日ぐらいで18市区町村が賛同していると。これぐらいのスピードで、賛同している市区町村が、だんだん多くなっていると。

先ほど課長も言われましたけど、豊郷町の町、人、仕事、創生の総合戦略、各計画は、言われたとおりに何らかの形でSDGsの目指す17の項目と169のターゲットに当てはまっていくというところでおっしゃっています。そのとおりだと思います。

ちょっと教えてほしいんですけど。プラットフォームに加盟されたということは、これは、イコール賛同されたということの認識とは違うんですかね。ちょっとそこをひとつ、また、教えていただきたいのと、このように、既に各部署です、自分たちの仕事を一生懸命に取り組んでいるという中で、SDGsに1つずつ当てはめていけば、自然にやっていたと。普通にやったことが、このようにSDGsの達成目標に資するものと一致しているというところですね。まずそのプラットフォームと賛同との違いをちょっと教えていただきたいと、今後、SDGsをゆえんとした地方創生を推進するものかどうかを改めてお伺いしたいと。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど私が申し上げましたのは、地方創生SDGs官民連携プラットフォームという、こういうチラシのやつなんですけれども、これにつきましては、官民協働の連携の場として、企業、民間と公、官とが連携するという場でございます、これにつきましては、普及促進活動とか、官と民とか民と民とかのマッチング支援とかを行うのと、あと、いろんな分野の分科会をされているというようなことでやっておられる活動になります。

それから、先ほど、議員の方が、何月何日で何団体やと言っていたものにつきましては、SDGs日本モデル宣言というやつと賛同自治体のことだと思います。それにつきましては、SDGsの全国フォーラムが、今年1月30日

に長野県で開催されたのに合わせて、賛同自治体を募られたと聞いております。開催後も、随時、賛同自治体を募集しておられますし、来年度が滋賀県で開催予定ということを知っておりますので、本町も賛同して行って、今後、町内の機運を高めてまいりたいというふうに思っており、前向きに考えております。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 来年度から滋賀県であるということで、確かに長野県はですね、全国的に見ても、県をはじめ、市町が賛同しているところがものすごく多いですね。これによって、SDGsを活用することによって、客観的に自己分析により、特に注力すべき政策、課題の明確化、経済・社会、環境の3原則の総合関連性把握による政策の推進、全体の最適化が実現すると考えています。

今、課長、言われたように、来年とは言わず、私的にはすぐでも手を挙げていただきたいのが本心ですけど、いろいろなご事情もあるかと思っておりますけど。なぜこんなことを言うかという、今の市単位じゃなくて、町単位やね、滋賀県ではまだ手を挙げるところはないんですよ。だったらやっぱり、豊郷町、そこまで今おっしゃっていただけるんなら、1番というわけではないけども、手を挙げられるのなら、滋賀県で1番に手を挙げられた方が、いろんな面でイメージアップも図れるんじゃないかというふうにも考えます。

そうすることによってね、SDGsの17の項目にひもづく169のターゲットの構成をまた目指すこともできるし、自治体と各ステータスホルダーにおいて、共通言語等を持つことによって、政策の目標と共有、連帯ができるんじゃないかというふうに考えます。そこら辺をしっかりと考えていただいて、将来的にですね、今、課長がおっしゃった産学官民がつながれるような豊郷モデルを考えるチャンスだと思いますが、今一度お答えいただけますか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

さきに答弁をさせていただいたとおり、本庁の事務事業は全てSDGsの何らかの分野につながっていると考えております。また、その趣旨についても当然のことながら賛同をいたしておるものでございます。

議員のご提案いただきました、県内の町で1番にということを受け止めまして、できるだけ早く賛同の宣言をしまして、参画してまいりたいと考えておりま

す。

また、来年度から3年間で行政改革の棚卸しというか、計画をしておりますので、その中でSDGsに相通ずる部分を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 次に、日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、質問を一括で行いますので、再質問から一問一答でお願いいたします。

まず、1番目ですけれども、リモート授業の進捗を問うということで、毎回毎回、一応出てきますけれども、あしからずお願いいたします。

コロナ禍の中、リモート授業というのは当たり前になりつつあります。コロナ後におきましては、社会構造の変革でITはなくてはならないものとなり、小中学生のIT教育と将来日本を背負う将来の人材教育のためにも早く完結して、実践教育を実施してほしいと思います。

また、出来上がった暁には、見学会等を実施してほしい。ただこれは、慌てなくてもよくて、要は見学会のために実施するじゃなくて、できたところを見たいということですから、年内、できればその時点で、一応お願いしたいと思います。

2番目でございますけれども、地籍調査の現状と今後の予定を問い、将来展望も問う。

これにつきましては、地籍調査というのは、子どもや孫のためだけではなく、50年、100年先を見据えて、豊郷町の都市計画、災害時の復旧対応、公用地管理の障害を乗り越えるためにも、まちづくりの推進と発展のために、我々の世代で早急に進める必要があり、町としての将来展望を問う。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 日比野議員のリモート授業の進捗を問うのご質問にお答えをいたします。

2019年12月13日に閣議決定されましたGIGAスクール構想は、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けた施策で、当初は、小5、小6と中3生が対象で、5年間かけて全学年にタブレット端末が行き渡るという計画でした。それが新型コロナウイルスの影響により加速化され、大多数の自治体が、今年度に整備

を行っております。

本町でも、昨年の分散登校時に行った無線環境のない家庭数調査をもとに、Wi-Fiルーター購入の準備を進めています。また、ZOOMシステムを利用して、家庭と学校の通信テストを、11月には中学校で、また、小学校は12月と1月にそれぞれ実施しております。校内の無線LAN工事もほぼ完了している状況であります。

今後の予定につきましては、タブレットやルーターの納品と、それらを活用する教職員向けの研修等を行う必要があると考えております。これらの環境整備が完了した後は、学習内容に応じて、タブレット端末を活用して授業を行うとともに、昨年のような臨時休校時に活用できるよう努めてまいりたいと思っております。

見学会につきましては、このコロナの収束の時期を見計らって実施していきたいと考えております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の地籍調査の現状と今後の予定を問い、将来展望も問うについてご説明申し上げます。

本町の地籍調査においては、平成26年度から開始しており、雨降野区から始まり、今年度は四十九院区、吉田区、安食西区を実施しており、4字に着手している状況であります。

今後の予定としては、令和3年度から要望をいただいております八町区、沢区に着手できればと考えております。

地籍調査につきましては、境界、筆界の位置及び面積を正確に測量するもので、土地に係るトラブルの未然防止や災害時の境界復元を容易にできるなど利活用が図れることから、町内全域で実施できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 先ほど、次長の方から説明がございましたけども、実際のところ、LANとか教育とか、いろいろやって、いつ頃から実施できそうかを問います。

それとですね、現在インターネットの普及率というのは91.3%ぐらい。だ

から、前回の質問のときに、23軒がインターネットのあれないと言うておりましたので、その率からいくと91%は相当多いと思います。

それと、中学校、小学校のオンライン教育の実施というのは分かりませんが、大学の場合はほぼ97%ですから、100%近くもうオンライン、リモート授業を実施されております。相当、このコロナで普及が進んだ状況ですので、できれば、いつ頃からできるかの回答を求めます。

教育長 はい。議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 日比野議員さんの再質問にお答えいたします。

ただいまリモート授業がいつから実施できるかというお話であります。諸準備、あるいは、周りの環境等は整っております。4月には子どもたちに配付できるところで今、進めております。ただ、このリモート授業に関しましては、従前は、文科の方は、学校の授業にカウントしないということの話でありました。それが、最近、文科の方から、リモート授業においても、授業としてカウントしてよろしいというようなことがありました。

しかしこれは、特別な授業という設定をされております。本来ですと、対面型で授業をするのが、一番子どもたちの授業としてなってくるんですけど、俗にいうオンデマンド、要するに一方向的に流して、子どもたちが受け取ると。これは本来の授業とは程遠いという捉え方をされておりますので、そういったことは今後も議論を含めながら、どういった内容がいいのかということら辺は議論していかなければいけないかなということを思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 回答いただきましたけども、まさにそのとおりでございますので。リモート授業というのは、まあまあ、ええように思いますけども、やっぱり基本は対面授業になりますのでね、それも十分分かった上での進捗の方をね、また、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

これにて終わります。

続きますして、2問目。

河合議長 答弁よろしいですか。

日比野議員 はい。よろしいです。1問目はよろしいです。

河合議長 次の質問。

日比野議員 はい。あります。先ほど、地区、予定を伺いましたけども、この制度、国土調査法というのは、昭和26年から施行されて、現在で27年、平成27年時点では、約全国でね、全国で51%の実施率になります。現状、近畿地方というのは20%未満で、東北とか沖縄というのは相当、80%以上で、個々に言いますと、滋賀県が13%の実施率、震災のありました岩手につきましては91%。戦後占領されました沖縄につきましては、99%の普及率ということになりますので、実際の現状ですけども、豊郷町の普及率というのは、今、何%ぐらいになっているのか。

それと、多分10%台やと思うんですけども、遅れた原因というのは、何が遅れた原因になるのか、この2点を伺いたいと思います。

地域整備課長 議長。

河合議長 地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げた豊郷町は字別でやっておりますので、何%というか、字地区でやっております、今現在のところ4字で、来年以降2字増やした6字という形になっております。

遅れた原因につきましては、こちらの方につきましても、字からの要望に準じておりますので、特に、補助金の関係等も勘案しながらやっていっている状態です。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 字別というのは分かりますけども、全国というのは、進捗率はやっぱり%で出しておりますので、できれば、多分面積になるのか、面積でなければ、字が仮に16なり、17あれば、そのうちの何%かで、大体率で出して、それを目標に100%を何年以内に達成するという回答をいただけたら、一番よかったんですけども、そういう形でやります。

それと、字よりの要望ということですけども、要望がなければやらないかということになるので、やっぱり町としては、将来の100年先の都市計画も含めて、やっぱり町として、100%達成でやるというその意思表示をしていただいて、今年は何%で、将来、この率でいけば、例えば10年後には、ほぼ100%に達するだろうという、そういう展望のお示しをお願いしたいと思うんですけども、

いかがでしょうか。

地域整備課長 議長。

河合議長 地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の再々質問にお答えをいたします。

今のところ、面積で何%というのはちょっと今、出ておりませんので大変申し訳ございません。今後の展望につきましては、先ほど申し上げたとおり、町内全域で実施できるようには努力はしてまいりたいと思っておりますけれども、何年後にできるというのは、今のところはちょっと把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

日比野議員 先に、ちょっとだけ。

河合議長 再々質問終わった。もう終わりましたで。

日比野議員 終わりましたか。早いな。

河合議長 次に、西澤博一君の質問をいたします。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目。町の指定管理者制度ということでお願いいたします。

平成15年9月に地方自治法の一部を改正され、「公の施設」の管理は「指定管理者」に任せるということができる制度が始まりました。本町では、豊郷スポーツ公園、豊郷駅、先人を偲ぶ館の3施設に指定管理制度を導入しております。豊栄のさと等の施設において、今どのような考えを持っておられるのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の町の指定管理者を問うの質問にお答えします。

豊栄のさとについては、現在、社会教育課が管理運営を行っております。社会教育課の業務としましては、青少年婦人青年及び家庭教育に関すること。2、社会教育委員の委嘱ならびに会議に関すること。3、社会教育施設の設置及び管理上に関すること。4、社会教育関係団体の指導育成に関すること。5、視聴覚教育に関すること。6、文化財に関すること。7、人権教育に関すること。8、芸術文化に関すること。9、社会教育に係る庁舎、統計及び広報に関すること。10、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設などの事務に関すること。11、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動、その他の体験活動の機会を提供する事業の実施などの事務に関することと、

あと、保健体育課の仕事、社会教育施設の管理及び整備に関すること。社会体育に関すること、社会体育関係団体の指導育成に関すること。社会体育に係る調査、統計及び広報に関することと、まださらに、図書館業務と、多岐にわたっております。

また、現在、町史編さんも行っております、時間と場所も今現在必要となっております。また、豊栄のさとというのは、公民館と文化ホール、いきいきセンターの3つの管理から構成されております。議員の質問のとおり、指定管理していくにはちょっと諸課題が多いのかなと今考えております。

まず、1つ目として、文化ホール及び公民館の使用頻度がスポーツ公園のように多くないこと。すなわち社会教育業務に抱き合わせて管理をしているということがあります。

2つ目として、他市町の事例ですと、文化ホールを指定管理しておりますが、社会教育課の内容を含めて、指定管理しているところが少ないということ。

3つ目として、文化ホールを指定管理すると、音響照明の資格者、経験者を雇い入れることになり、費用対効果が見込めないこと。以上のことから、現在の管理がベストだと判断しております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 いろいろと行っていただきましたけども、頭に全然入り切らなんだんやけれども。

まず、1点目なんですけども、今、言わはるのは、そういう文化ホール、公民館等々でいろんな縛りがあるということがあったということですけど、しかし、現在、いろんな全国都市、多様化する住民ニーズに、より効果的、また対応するために、公の施設を管理者に任したらどうかというのが出ております。そういうようなことで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るのが、税金を投入した文化ホールのこれからの使い道じゃないかなと、私は思います。

今、総務課長の言われたように、社会教育課の中で、いろんな行事等々をやっておられるのは分かっています。しかし、今、細かいこと言われたさかい、そこまでは私も理解してないけども。ただ、その上でやはり用途変更いうのか、そういうのを変えるに当たって、できるものなら変えていただきたいと。しかし、今、文化ホールにおいても、500人から600人ほど入れる施設なんですけども、年間通して、そう多くの方々が使っておられない、使っていないのかなというふう

に私はいつも思っております。

例えば、町のイベントやJ Aなど各種の総会に使われてる状況で、年間を通したら、ほんの年間30か40か50か、そのぐらいかなと思うんやけども。そんなことを考えたときに、やっぱりもう少し利用できるようなことを考えなければいけないかなと思うんです。

例えば、多賀町にしても、彦根市にしても、公共施設等の管理指定をやっておられます。いろんな団体に任せたりとか書いてるんですけども、そんなことを考えたときに、やはりいろんな形で友好的に、せっかくああいう立派なものができるんやさかいに、やっぱり有効的に使うということを考えて、また、観光協会との連携を取りながら、あのホールを利用するということは大事なことかなと。

そういうような観点で、今日も、今回このような質問をさせてもらったんですけども、愛荘町にしても、ハーティーセンターが管理指定を導入しているとか、また、彦根の文化プラザも、去年か一昨年か知らんけど、どっかの旅行会社に委託したとかいうようなことも聞いております。町とまた彦根市とは人口のキャパの大きさが違うと思うけども、やっぱり町は町で、それなりの地域の活性化という意味合いも考えたときに、ああいうように豊栄のさとの文化ホールというのは大変大事な位置にあると思います。

前々からでも、あそこで夏祭りもやったこともあるんですから、やっぱりそういうようなことを考えて、一度、どのような形で進めていくかということを考えていただきたいと。

用途変更できるものならば、まだ、時間はあるので、やっぱりそれを手順に踏んで、変更できる方法は変更、確かに、まだあそこの中には公民館もあると言うてはった。しかし、それは利益を求める、そういう施設じゃないというのも聞いておりますので、そういったことも踏まえて、どのようにしたらいいかということ、一度、何かの形で立ち上げていただきたいと思います。

ホールの利用促進についても、照明とか音の技術が必要となるということも分かります。公民館としても、そういう縛りがあるのも聞いておりますので。繰り返しじゃないけども、どういう形で進めたら文化ホールが、どのような形で進められるかということも、社会教育課も含めて、総務課も含めて、どういうような形でするかということ、一度検討していただきたいと思いますけども。答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の再質問にお答えします。

まず、用途変更のことから、お話しさせていただきます。

現在、豊栄のさは教育財産になっておりますので、その用途変更については、ちょっと総務課の方ではできませんので、教育委員会の方で考えてもらうということになります。

文化ホールの活用についてをお話しされているかと存じます。確かに、近隣市町、滋賀県内でも文化ホールを抱えているところは、結構指定管理にされているところが大半でございます。なので、考え方を考えてみれば、指定管理にして、もっと文化ホールを活用するという方法も考えられるのではないかなと思いますけども、先ほど申したように、いろんな諸課題がありますので、そこら辺をクリアしていかなければならないと思いますので、そこら辺はまた、教育委員会とお話ししながらという形になるかと思えます。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一君。

西澤博一議員 繰り返しですけども、そういうふうなことを並行して進めていってもらいたい。教育委員会ともまた連携しながら、また観光協会とも連携しながら、どのような形がいいのか、もう一度考えて進めていただきたいと思えますけども。

再度答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の再々質問にお答えします。

観光協会との連携もということですので、江州音頭の観点から考えますと、豊栄のさとにからくり人形とかもありますので、そういうふうな観光と一体型ということも考えられるかと思えます。けども、今、観光協会へは、旧豊郷小学校校舎群に入っていただいて、あそこにも講堂というホールがございます。そちらの活用も考えながら、豊栄のさとも連携して活用できる方法が何らか考えられたらいいなと考えております。

以上です。

河合議長 次の質問を許します。

西澤博一議員 もう1点だけ、ちょっとよろしいですか。

河合議長 3回です。次の質問を許します。

西澤博一議員 地方創生の推進交付金の活用を問うでお願いします。

この交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、地域経済や

住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金です。本町においても、1次交付金6,156万円、2次交付金1億4,593万円の合計2億750万円を活用し、町単独事業で住民に対して支援を行ったところであります。

今後、第3次補正、令和3年度予算において、地方創生交付金、普通交付金が交付されますが、地域の実情に応じたきめ細やかな施策、事業が必要と考えますが、そこでどのような事業を考えているのか、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員の地方創生推進交付金の活用を問うのご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、今後、国の第3次補正を原資とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、新型コロナウイルス感染症対応分と地域経済対応分として、約7,000万円が交付される見込みです。本町といたしましても、コロナの感染状況を注視しつつ、町内の事業者や住民の皆さんに、適切な支援が行えるよう検討し、来年度、早い段階で補正予算を編成する予定をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、企画課長から、約7,000万の補正予算があると。前年度第1次、第2次のときには、町も、町民の皆さんのためにいろんな形で支援されたことは伺っております。

その中で7,000万等が入ると。そうすると、4月からの関係に入るんですけども、いろんな方々に支援をすることが、まずあると思います。その中で、やはり今コロナの関係で、若い方々の世帯、夫婦方が家を建てられたりとか、子どもさんを保育園へやったりとかいうことがあります。そういう方々の生活支援を支えるのも1つの方法。また、高齢者を支えるのも1つの方法やと思います。その中で、やはり自由に使えるお金ですので、コロナ対策にも必要だし、若者世帯、高齢者を支援するのも必要であります。その中で、1つ、何点か提案をしたいと思うんでありますけれども。

まず、1点目なんですけども、これは教育関係にも関わることでありますけども。昨年、小学校、中学校の修学旅行が中止になりました。中学校だけだったんか。小学校はやったんか。

それで、やはり、それなりの各家庭で負担金があったと思うんですけども、それの分について、何とか今度の形で考えてやっていただけないかなというのがあります。

あと、もう1点は、今度、小学校、中学校入学されるときに、1万円か、小学校1万円、中学校2万円やったかな。そういうような形も今度の形で各家庭は出費されますので、そういうことも考えてもらえないかなというのを思っております。

あと、もう1点なんですけど、昨年水道料金の基本料金を減免されたのがあって、大変、各家庭においては喜ばれたと思います。再度この点について、今度の補正のときにも、今一度もう一度考えたってもらえないかなというのは、私の思いであります。再度、水道料金の基本料金の減免を考えたらどうかという1つの提案でございます。

いろいろあるんですけども、もう1つは、コロナとは関係ないんですけども、ドローンというのが、今、あります。前も一遍質問させてもらったことあるんですけども、それの方々がいろいろと資格を取りたいというのもあるので、そういうような面に対しても、受験上の支援とか、何かいろいろ、等々あるのは聞いてるんですけども、そういうような支援も必要でないかなと、これから農業の関係もあるし、土木の関係もあるし、いろんな関係でドローンは利用されてるのをお聞きしてますので、そういうものが一度あれば、そういうような形で進めて、支援をしていくのも1つの方法ではないかなと私は思います。

いろんなこともあるんですけど、あと、小河川の通ってる字の高齢化が進む中で、なかなか高齢化になってくると、できない事情がこれから起こる可能性があると思うので、そういうようなことについても、また新たな支援を考えていただくのも1つの方法でないかと思っておりますので、今、幾つか言いましたけども、それについての対応をお聞きしたいと思っております。

企画振興課長 はい。議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

いろいろ提案をいただきました。生活支援であるとか、教育であるとか、水道、ドローン、小河川等、いろいろご提案いただきまして、ありがとうございます。

今、現在、先ほど申し上げた7,000万の具体的な用途もまだ固まっておりますませんが、今のご提案も参考にしつつ、今後検討を進めて、また、補正予算で上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 いろいろなことを提案させていただきました。その中で各課で首長とお話をされてます。

最後ですけれども、町長に対しまして、これからの今の補正予算等々、また、令和3年度の国からの普通交付税等々が入っております。町長の思いを、今一度お聞きしたいと思えますけど。よろしく願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、8番、西澤博一議員さんの再々質問にお答えします。

今回、第3次の場合は、コロナ対策、そして経済対策ということの中で、今まであまり幅広くこう、そういうことはちょっと認められないというような方針が出てきているそうでもあります。やはり、今、一番ダメージを受けたところに、どのように対応していくか。そういうことが大切なそうでございます。これもしっかりと、県なり国のそういうような要綱の中で、町としてどういう対応ができるか、先ほどのようなご意見もしっかり捉えながら対応させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いします。

河合議長 次の質問を許します。

西澤博一議員 それでは、近江鉄道吉田踏切の安全対策を問うということで。

平成28年、29年に踏切の安全対策工事の応急措置が行われました。しかし、県道松尾寺豊郷線の幹線道路は、スマートインター開通に伴い交通量が増加し、吉田踏切では、別紙の写真のとおり、舗装箇所や枕木が破損をしています。この件については、近隣の区長や住民からの要望書等が提示されていると聞いております。町として早急に対応する必要があると思うが、どのように考えておりますか。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の近江鉄道吉田踏切の安全対策を問うについてご説明申し上げます。

上枝地先の近江鉄道軌道敷地につきましては、以前から何度か要望をいただいております。また、現場を確認して近江鉄道にはその都度連絡をしております。近江鉄道も何度か応急処置はしていただいておりますが、すぐに補修が必要な状態になる状況です。平成29年には、吉田区長から近江鉄道に要望もされております。

県道松尾寺豊郷線のため、町といたしましては、滋賀県にも実態を報告しております。滋賀県に確認したところ、県道敷ではあるが、近江鉄道の敷地内のため、県としても近江鉄道に要望をしているとのことであります。

町といたしましては、近江鉄道敷地であり、また、県道であることから、本町が処置することはできません。しかしながら、近隣の住民さんにも迷惑がかかっていることから、近江鉄道に対し、また、県からも要望していただくように、両者に対しこれからも要望してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、踏切、皆さん通っておられるので、ひどくなってるのは分かりはります。それで、平成28年、29年に安全対策として実施されたけども、当時も頂いておりますので分かります。しかしながら、いろんなことを書いてんのやけど、この間、今までの間、28、29としたと。令和3年やと。その間について、町としては、どのような対応とか、要望とかをされたのか。そこら辺の点について1点、お答え願いたいのと、近江鉄道の回答を見ますと、踏切の安全のために、今後も継続的に点検を行うなど必要な措置を講じるとともに、道路管理者である滋賀県や滋賀県警察等にも働きかけて実施してまいりたいというふうに回答いただいています。この点について、町としては、明確な形というか、近江鉄道のそれまでの回答、答弁等はいただいているんですか。

今後も継続的に点検を行う必要があると書いてあるんやけど、今後も継続して点検をしていく必要があるというならば、今の状況を見たときに、点検だけでは、あれは修繕してもらわなあかん、直してもらわなあかんさかいに、そこら辺は強く、町の方から言ってほしい。

2番目ですけれども、これまでと同様に点検等を実施することで、踏切等の状態を把握するため、緊急性の低いものは周期的に抜本的に踏切改造が必要だと考えておりますと書いてる。やっぱりこれも、確かめてください。どういうようにするのか。あそこで、踏切で、昼はええわ。しかし夜、夜中、絶えず車が通る、近隣の、近くに二、三軒あります。音がするさかいに何とかならんのかという話が出てきてます。あそこを通る方は、いつも踏切で止まって、ゆっくり行かはる、ガタガタガタというさかいに。近江鉄道はそれを見て事情をちゃんと知ってるのかということ、私は言いたい。

それは、吉田の踏切と書いてるけども、皆さんが使って、県道も使ってやって

るけど、県もそれにも関わることだけでも、県の、あそこの、八目のところか、あれは歩道ができたさかいに、それに合わせて踏切を直しましょうというふうになったように聞いています。

そんなことも考えたときに、今、うちの町、よそはええわ。うちの町で、今のあそこの踏切、あのままでは、またガタガタで、恐らく苦情が、また区からも要望等は何回もいっていると思うんです。そんなことを考えたときに、今一度、行政として近江鉄道に強く要望してください。もし何でしたら、うちの区長、近隣の区長さんにも同席してもらって、回答をもらいたいというふうに思っています。それぐらいひどくなっているんです。写真を見てもらったら分かるけど、これからまたドンドンなってくると余計ひどくなる。

今、5市5町、近江鉄道の近隣の市は、今回近江鉄道を利用するのに、いろんな形で支援しましょうという形で、うちの町も近江鉄道に支援してますわ。金額は何ぼか分からんけども。主になっているのは、日野町、東近江市にはなるけども、やっぱりそんなことで、多少なりとも協力はさせてもらってるんやさかいに、利用する利用せんは別として、やはり、県道に踏切があるんやと。これは、鉄道法で何とかかんとかか書いてあるけど、そんなものは住民さん、関係のない話で、きれいにしたってくれと。踏切を渡りやすいようにしたってくれと。それだけが皆さんの、近隣の人、通る人もこうやと、ガタガタガタ、ガタガタガタ、知ってるやろ、皆さん通ってるんで知ってると思う。そこら辺を強く要望してほしい。

もし要望に行かはるんやったら言うってください。近隣の区長さんにも声をかけて、一緒に同伴して、やかましく言いますわ。やかましい言うたら失礼な言い方やけど、強く要望します。そのぐらいの気持ちで、町もやっていただきたいと思えますけども、その点について答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

西澤議員さんおっしゃるとおり、私どもも通るたびにガタガタして、大変状態が悪い状態というのは把握はしております。西澤議員さんの熱い思いも踏まえまして、近江鉄道さんには強く要望してまいりたいと思います。そのときには、ぜひとも議員さんのご協力も賜りますようによろしくお願いいたします。

また、近江鉄道には、現場を見て、その都度、町としても連絡はしておるんですけれども、特にいろんな、どういう点検をしておられるかとかそういうのまではちょっと把握しておりませんので、その点をご理解いただきたいと思えます。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 繰り返しですけれども、やはり今の現状です。何とかして、していただきたいと思えます。近江鉄道が高額で高くついてできないというようなことも恐らく言う可能性もあるかなと。しかし、愛荘町でも、幅の狭い踏切でも、車あまり通らないところでもきれいに直ってるわ。甲良町が直したんかどこが直したんか知らんけど。最悪、最悪の場合、仮にその金額が500万かかるのか、300万かかるのか分からんけども、そういうようなときに、町として、2分の1、3分の1の負担をする気持ちがあるのか。もし、近江鉄道がそういうような形で、うちも協力するさかい、おまえとも協力してくれという形になったときに、町としては、その予算の負担はするのか、せんのか、そこら辺はどうですか。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員さんの再々質問にお答えをいたします。近江鉄道敷地内ではありまして、また、県道として使用されているものでありますので、町が施工したり補助金を出すことは、現在のところは考えておりません。できるとしたら、町の方から県の方に補助金を出していただけるようお願いをすとか、近江鉄道に抜本的な解決に向けて、近江鉄道や県に対して要望していくことしか、今のところはできないと考えております。

以上です。

河合議長 暫時休憩をいたします。

再開は10時15分から。

(午前10時00分 休憩)

(午前10時16分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、日栄学区内の道路の改善を求めます。2019年9月議会で、中山道の北村ポンプさんから宇曾川までの間の雨水対策の実施を求めたところ、「この区間が計画外で工事が行われなかった」こと。また、「担当課としては、何らかの

方法があるのではないかと考えており、いろいろな方法を県にも提案して進めていきたい」との回答でありましたが、その後の進行状況を明らかにしていただきたいと思います。

2点目、新年度の国保税の引下げを求めます。県が示した来年度の標準保険料の確定計数や県への上納額は、前年度に比べて減額になっており、新年度の国保税の引下げは可能であると考えます。そこで、1つ、新年度の国保税が幾らになるのか明らかにされたい。2つ、直近の基金額を明らかにされたい。3つ目、コロナ対策として行われた国保の減免申請が何件あったのか、明らかにしていただきたいと思います。

3つ目、補聴器購入助成制度の要件の緩和を求めます。今年度から、補聴器購入の助成制度がつくられたのは朗報でありました。この制度をさらに充実していく立場から、次の点について伺います。1つは、今年度の実績を明らかにしていただきたい。2つは、助成要件の緩和を図っていただきたい。3つ目は、この制度の周知をどのように行ったのか説明を求めます。

4点目、再任用制度について問います。昨年6月議会で、「再任用制度に関わる明確な規則、規程等を定めるべきではないか」と質問をいたしましたところ、「規則、規程等をつくりたい」との答弁でありましたが、どうなったのか、説明を求めます。

5点目は、新しいごみ処理施設の進行状況について問います。2019年9月議会でも、このごみ処理施設の問題について取り上げましたが、具体的に次の点について明らかにしていただきたいと思います。

1つは、現在の進行状況。2つ目は、現時点における豊郷町の負担額。3つ目は、ごみの減量計画。4つ目は、このごみ処理施設に関わって、将来的なごみの分別収集がどうなるのか、説明を求めます。

最後に、給付型の大学奨学金制度の創設を求めます。新型コロナウイルスの感染は、日本の社会が抱えている多くの問題を浮き彫りにしていますが、その1つとして、大学生の学ぶ権利が侵されている実態が明らかになりました。保護者が職を失い、アルバイトもままならず、退学を考えたという大学生が20%にも上るというデータも公表されていますが、今こそ、大学で学ぶ豊郷の子どもたちの未来を守る1つの手だてとして、給付型の大学奨学金制度の創設を求めます。

以上です。

上下水道課長

議長。

河合議長

森本上下水道課長。

上下水道課長

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容が2019年の9月議会で、私が答弁をさせていただいた内容の進捗状況ということで、私の方からご説明をいたします。

令和元年9月に開かれた定例会においてご質問のあった、本町の雨水対策についての進行状況でありますけれども、優先的に実施すべき区域の特徴や目標とする整備水準、施設整備の方向性など、浸水対策を計画的に進めるための基本的な事項を定めます雨水管理総合計画を本年度策定中であり、地形や土地の高低差、現地踏査などの調査において、最大浸水10年確率では、豊郷町のほとんどが浸水しない地域となっている一方、各年率が100年確率、200年確率と大きくなるにつれ、豊郷町の南西部、宇曾川沿いでありまして、浸水深が3メートル未満となる予想箇所が確認できております。

なお、北村ポンプさんから宇曾川までの間においての浸水想定では、10年確率では浸水する恐れはなく、100年確率、200年確率においては、宇曾川の氾濫を起因とした浸水想定区域が見られるところではあります。

来年度以降、河川や道路排水路などの詳細な幅や深さを測量した上で、流域としての流出分析によっては、補助対象地域に位置づけられる可能性はあると考えております。

このことから、現時点で、補助対象になるかどうかの判断をすることは、非常に難しい状況にありますけれども、補助対象となった場合については、上下水道課において対応していくと。また、補助対象とならなかった場合については、道路管理者側での対応ということになります。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2番目の、新年度の国保税の引下げを求めるの中の、税務課といたしましては、その中の①の新年度の国保税は幾らになるのかと、③のコロナ対策の免除申請は何件かのご質問にお答えいたします。

まず、①であります。令和3年度の国民健康保険税については、税率改正をしておらず、令和2年度と同じ税率でございますので、令和2年度と同じ世帯構成、所得状況であれば、国保税の金額について変更はございません。

なお、予算面につきましては、コロナ感染症の影響により、所得の減少が見込まれるため、所得部分を95%としていることから、現年度分につきましては、昨年度比約478万円の減額を見込んでいただいております。

次に、③であります。3月4日現在の申請件数は12件で、その全てを減免

させていただいているところでございます。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の新年度の国保税の引下げを求めるのご質問のうち、2番目の直近の基金額についてお答えをいたします。

3月補正予算後の基金見込額ですけれども、5,579万1,991円となります。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 9番、鈴木議員の補聴器購入助成制度についてのご質問にお答えさせていただきます。

①の今年度の実績ですが2件です。

②の助成要件の緩和をとのことですが、要件は4つあります。1つ目は、豊郷町に1年以上在住の方。2つ目に、18歳以上の方。3つ目に、医師等が補聴器を必要と認めた方。最後4つ目に、非課税世帯の方とさせていただいております。18歳未満の方は、難聴児の助成がありますので、そちらをご利用いただけますし、課税世帯の方については、税の医療費控除でご対応いただけるものと考えます。

3番目の制度の周知ですが、年度当初に、豊郷病院と町内の補聴器販売店2か所に直接向かい、制度の説明をさせていただきました。また、町の広報紙、ホームページで周知しております。

今後も継続して周知に努めます。ご理解をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再任用制度を問うについてお答えします。昨年の6月議会で質問いただきましたので、県内市町と県外の要綱規則を参考にしながら、令和3年1月15日付けで、豊郷町職員の再任用に関する事務取扱要綱を公布しました。

主な内容は、豊郷町職員の再任用に関する条例の補足となります。任用形態、任期など、所属の決定、職務の名称、給料など、再任用職員の選考決定。新規再任用職員の選考、任期の更新などを盛り込んでおります。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の新しいごみ処理施設の進行状況を問うについてお答えいたします。

1 番の現状の進行状況を明らかにされたいということで、令和元年10月21日に、西清崎に候補地が決定されて以降、建設候補地周辺住民等に対する説明会を適宜開催されております。

令和元年度には、地質調査、地歴調査、地形測量や環境影響評価と施設整備、造成等基本計画に着手され、地質調査、地歴調査、地形測量については、年度内に完了し、環境影響評価と施設整備、造成等基本計画については、引き続き業務を進められております。環境影響評価については、令和5年度までに実施されることとなり、現在は、環境影響評価方法書に係る手続きを進められております。

本年度については、新たに用地測量業務に着手されており、官民地境界確定に係る地権者の立会いを既に終えているとお聞きしております。

また、昨年10月には、学識経験者や建設候補地周辺の住民代表などで構成される彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設連絡協議会を設置され、今後、施設整備が円滑に進むよう、協議を重ねていかれるとお聞きしております。

2 番目の現時点における豊郷町の負担額は幾らかということですが、現状においては、建設候補地での施設整備費や造成費に係る概算費用が組合から示されていないため、当町での負担額をお示しできません。施設整備に係る1市4町の割合につきましては、人口割80%、均等割20%となっております。

3 番目のごみの減量化計画を明らかにされたいにつきましては、現在、彦根市を中心に1市4町が会して、令和11年度の新ごみ処理施設共用開始を視野に入れました一般廃棄物処理基本計画の策定作業に取り組んでおりまして、令和11年度からの分別統一及びごみの減量、資源化などについて、協議も進めているところでございます。

4 番目のごみの分別、収集はどうなるのかにつきましては、ごみの分別につきましては、一般廃棄物処理基本計画において、新ごみ処理施設共用開始後の区分をお示しすることとなりますけれども、収集については、組合からは、新しいごみ処理施設共用開始後においても、現状どおり各市町で収集を行うものと考えております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 鈴木議員の給付型の大学奨学金制度の創設を求めるのご質問にお答えをいた

します。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、昨年10月までに、大学等を退学したり、休学したりした学生が少なくとも5,238人いること。また、休退学の主な原因として、経済的困窮や学生生活不適應といったものが挙げられるということが過日報道されました。

国では、日本学生支援機構の返済不要型給付奨学金制度や、新型コロナウイルス感染症対策休業支援金、給付金といった支援制度が設けられています。平成29年度の奨学金貸与学生割合は2.7人に1人、平均貸与額は292万円とされています。

過日の豊郷町学生等生活支援事業では、本町から大学等に通う学生数は139名で、1学年当たりの奨学金借入れ推計額は、おおよそ3,750万円と推測されます。

以上でございます。

河合議長

再質問どうぞ。

鈴木議員

はい。

河合議長

鈴木議員。

鈴木議員

日栄学区からの道路改善の問題ですが、先ほどの課長の答弁、豊郷学区全体は浸水のあれの県ではのらないと。ただ100年に200年スパンでいくと、率が上がってくると。来年度以降、県の事業名は別にして、優先的なそういう事業に位置づけられる可能性があるかもしれないと。おおよそそういう答弁と理解している。前回の回答、2つありまして、1つは、対応ですが、今、課長から答弁がありました。雨水対策の計画策定時に、今、私が求めているこの区間は、浸水が想定されないという区域外で、計画の対象外になっていて、雨水対策としての事業が行われてないというのが対応だったと思います。

そこで前回の質問の後、当該地域のあそこの中山道周辺の古い方にお聞きしてきました。その方たちの話によりますと、確かに昔は今のよう、周辺にも家が建っていなくて、雨水があふれるということがなかったけれども、だから、計画には乗らなかったかもしれないけれども、今、ご承知の通りもう周辺に家が林立しましたので、その辺のそこはちゃんと考慮を県でもしてもらおうということが必要なんじゃないかと。そのことが一定100年スパン、200年スパンで考えたときに、その区間も対象になる可能性があるという課長の答弁であったというふうに理解をします。

2つ目の回答だったのは、県もできないということではなくて、いろいろ検討するけど、難しいということだったということで、できないということではなか

ったということでしたので、今回、その後どうなったのかという質問をさせていただいたわけですが。

1つは、先ほど課長も答弁ありましたが、来年度以降、位置づけられる可能性がある。位置づけられた場合は、これは県の雨水対策事業に乗りますから、その場合は、県からの補助事業として実施をすることができる。もう一方は、県の雨水対策事業に乗らなかった場合は、これは一般の道路施設改善事業になる、町の事業になるということでした。何としても、県の補助事業に乗れば補助金があるわけですから、それはそれで担当課として努力をしていただきたいと思います。同時に、それを待つのではなしに、例えば、実施設計をするとか、現状を見るとか、そういうことを、当面まずやっていただくということにはできないのか、回答をお願いいたします。道路課でもいいです。地域整備でも。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、上下水道課長が申し上げましたけれども、雨水対策の補助金がつくようでしたら上下水道課の方で事業を実施していくと思われ。補助金対象なければ、今、県道部分について、県の方が令和3年度に設計をするというのを伺っておりますので、当町といたしましても、足並み合わせまして実施できますように、今現在のところ、町道部分について、令和3年度の当初予算で設計委託料を計上はさせていただいております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 前向きな回答いただきました。県も令和3年度で実施設計予算を組む予定だということで、それに合わせて町も町道の部分の実実施設計予算を予算に上げていただいているということでした。ただ、いずれにしても、この件について最初に質問したのが2009年なんです。2009年の6月議会でしたから、今年で足かけ12年になるんです。足かけ12年。最近ではこの箇所の側溝ががたついて、足元が不安になるという声も寄せられていますので、再度、一日も早いこの工事の実現を求めますが、どちらでもいいので、この工事の実現に向けて努力していただきたいと思います。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

一日でも早くということでございます。近年の雨の降り方の状況からすると、間違いなく一日でも早くということになりますので、これについては、地域整備課と連携を取りながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

河合議長 次の質問を許します。鈴木議員。

鈴木議員 次に、国保税の問題なのですが、新年度の国保税は税率の改正がないということですから、条例の改正案も提案当然されていませんから、据置きとなると。若干幅があるかもしれませんが、基本的には据置きになるということだと思っております。

それから、コロナによる減免が12件ということでした。自営業者の方が、多分多いんだろうというのは予想されるわけですが、こういうところにもコロナの影響が、本町でも起こっているということの認識を、私たちがする必要があるのかと思いますし、さらに、最近お聞きしたんですが、コロナの影響で社会福祉協議会が窓口になっている、いわゆる緊急の生活小口資金ですね、これの貸出しが非常に大幅に増えていると。100件を超えているというお話をお聞きしまして、担当者の方が非常に東奔西走されていますという話を聞いています。

このような形で、町民の生活が、やっぱりコロナの影響が端的に表れているというのが今の状況ではないかと。そういうことを考えたときに、私は、新年度の国保税、据置きではなく、少しでも引下げをするべきではないかというふうにかえる次第です。

県の確定資料では、19市町全てで、今年度に比べて、標準保険料ならびに県への上納金が減額になっています。豊郷町では、標準保険料が1万436円、県への納付金が7,729円の減ということになっています。県の資料イコール市町の、それがそのまま、もちろん保険料の算定になるわけではありませんが、しかし、少なくとも、この状況では、県下の全ての市町で、標準保険料が減額になり、県への上納額も減額になっていますから、それぞれの市町でこれへの対応が考えられているんだと思うんですが。

そして、これまでも度々基金を活用しての引下げを求めてきました。現在の基金が5,500万円ということでもありますから、先ほども言いました、コロナの影響がこのような形で町民の中に表れている実態などを踏まえて、据置きではなく、引下げを求めますが、回答をお願いします。

なお、参考に、本町では12件ということでしたが、もし、分かれば他町での、このコロナの減免数がどうなっているのか教えていただければと思いま

す。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

税率改正で据え置かずに引下げをとということですけれども、今年度の標準保険料率の算定で大きく変わった点の方がございまして、支え合い経費の拡大というので、本来であれば本町の保険税の引下げ単独の財源として使っておりまして国の財源等が、来年度の算定からは、県全体の保険料の引下げに使われるということで、それで、おおむね1万円程度、標準保険料率としては、本来は上がるようになっております。

ただ今年度に関しましては、来年度の標準保険料率に関しましては、県の前期高齢者支援金の概算交付と精算交付が相当多額の精算と概算の方がいただけるということで県全体の納付金が引き下がって、各市町の標準保険料率が引き下がったという現実の方もありますので、次年度以降のことを考えますと、例えば、今年度、引き下げた、で、来年度については、コロナの影響等も少なくなり、診療費の方も今後伸びていくというのを想定されておりますし、例えば、それで前期高齢者支援金の交付金が減少したということになれば、かなり跳ね上がる可能性もありますので、その点、年度間の公平性の担保という部分も考慮しつつ、できるだけ、来年度、引き下げました、再来年度は、例えば、倍になりますというわけにはいかないの、年度間の公平性を考えながら、保険料率の方、税率の方を決定していきたいというふうに考えておりますので、来年度については、改正なしで据置きというふうにさせていただいております。

ちなみに、標準保険料率の方ですけれども、平成30年度が11万7,000円前後で、令和2年度で11万7,000円です。一応、令和元年度に引き下げて令和2年度に、元の水準に戻したという経緯もありますので、下げたり、上げたりで、それは年度の給付に応じて保険料率は増減していきましても、そこはちょっともう少し、安定させるためにも、あまり上下の方はしていきたくないというのが正直なところでございます。

県内19市町の状況ですけれども、保険料率を上げるという団体、こちらにつきましては、前年度、徴収をやめた団体かと思っておりますので、実質的には上げない、去年との全体の税額では上がっているの、上げるというふうな表現をされたと思うんですけども1団体。下げるとおっしゃった団体が7団体。まだ決めていないという団体、こちらは1月現在ですので、もう少し、あと保険料につきまし

ては、条例改正をせずに規則で改正できますので、料率の改定を今まだ決めていないという団体が3団体。保険料を据え置くとおっしゃっている団体が8団体、うちも含めて8団体ありますので、おおむね半分程度は引下げずに据え置くということをされておられます。

あと、減免の状況は税務課の方からお答えいただきたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

近隣市町のコロナ減免の件数についてのお尋ねですけれども、県の資料で確認しましたところ、令和3年1月末現在の数値ではありますけれども、甲良町5件、多賀町30件、愛荘町25件でございます。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 もう何度も繰り返しますが、年度間公平、公正するというところで、今年は8団体引下げということなんですが、それならば、全体の引下げが難しいということであれば、せめて、例えば、子どもの均等割をなくすということは考えられませんか。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

子どもの均等割の廃止、削減ということで、先日ですけれども、まだこれも確定ではないんですけれども、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入ということで、国全体で取り組まれるというふうになっております。こちらにつきましては、令和4年度から実施の見込みというふうに聞いておりますので、詳しいことは、まだはっきりしたことは分かりませんが、全世帯の未就学児のみにはなりますけれども、未就学児の均等割の5割、半分を減免する、その国庫負担については、国2分の1、都道府県4分の1、市町4分の1ということになっておりますので、もう1年先にはなりますけれども、今後、均等割の保険料率の軽減が導入されるということだけ、まだ確定情報ではありませんけれども。

以上でございます。

河合議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 補聴器ですが実績は2件ということでした。この制度は今年から始まった制度ですから、まずは窓口が開かれたということに、私は大きな意味があるというふうに捉えています。

問題、課題は、せっかくのいい制度ですから、今後どのように広めて、どのように充実をさせていくのかだと思います。

その立場で質問しますが、要件の問題なんですが、4つあるとの説明でしたが、確かに対象は18歳以上というんで広いんですが、私も実は突発性難聴にかかって非常に難儀をして、ようやく回復したところなんですが、ただ、非課税世帯という縛りがあるんですね。この非課税世帯の縛りを、少しでも何とか緩和をする方向で検討ができないかということをお求めたいと思います。

2つ目は、制度の周知広報ですが、病院とか、町内の補聴器を扱っているところにしたということなんですが、なかなか、それから、先ほど課税所帯は税の医療費控除があるということでした。私も初めて知ったんですけど、なかなか、なかなかね、町民的にはこれ理解が難しいんです。ああ、そうなんやなというのは。そういう意味では、繰り返しやっぱり周知徹底すると、広報するということが、一番大事なことだと思うんですね。コロナでなかなか集りもないかもしれませんが、町の老人会の集まり等で口頭でも、そういうのを広めていただくとか、いろんな手段を使ってですね、繰り返し丁寧な周知をすることが必要だと思いまして、この2点、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 9番、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今年度からの新しい事業ですので、要件を変えるということよりも、周知に力を入れていきたいと考えます。今年度の広報誌への掲載は、5月と3月の2回です。今後、老人会等と連携し、周知に努めてまいりたいと考えます。

また、議員ご指摘の医療費控除についても丁寧に説明をしてまいります。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 はい。次どうぞ。

鈴木議員 再任用の問題について、再質問いたします。

先ほどの答弁で、要綱をつくられたということをお聞きしました。一般質問をさせていただいてから、担当課にお聞きしましたら、そういうようなものはでき

てるということでしたので、私も例規集から取り出しておきました。

昨年の6月議会で取り上げましたのは、再任用の問題で、同じ再任用職員でも、職名、職級、給与などに差が出ているのはおかしいではないかと。なぜこういうことになるのかと質問をさせていただきました。その結果、職名や職務の級に差があることが分かりました。その給与の差が4万500円という回答もありました。そこで、人事の透明性、公平性がないと、職員の皆さんの働く意欲にも影響してくるのではないかとということで、再任用についての明確な規則をつくる必要があるのではないかとお願いしまして、このような豊郷町職員の再任用に関する事務取扱要綱が策定されています。

これを一読したんですが、1つは、第7条第1項では、先ほど説明がありましたけど、再任用職員の給与については、退職時の職務の級から2級下がるというふうにされています。第2項には、再任用職員が担当する職務の責任または難易度から、特に必要と認める場合は、前項に定める級の上位に位置づけることができると。要は2級下がるんだけど、特に認めた場合は、また上に行けるんやと、こういう。職名でもそうなるんですね。だから、給料も上がるし、職名も上がるということができるという規定になってる。

そういう意味では、この質問をしたときと同じような状況が生まれるこの規定ではあるのではないかと懸念を持つわけです。前回の質問では、再任用で昇給した事例があったのかと言ったら、これも再任用で昇給した事例もありましたと、そういう回答ももう一度議事録読み直したらありました。

私が申し上げたいのは、せっかく規定をつくっていただいた、自分の手で。ただ、この規定は、現状を追認するようなものになっていないかと。公正で同じ再任用に格差が生まれないように、厳しく、もう少し厳密に見直すべきではないかということをご提案したいんですが、回答を求めます。

もう1点は、第16条です。第16条に解職の項があります。読み上げます。解職第16条、再任用職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その職を解くことができるものとあります。1、2、3号は省略いたしますが、第4号です。前各号に掲げるもののほか、その職務遂行に適格性を欠く場合は解職することができるかとされています。

新聞テレビでも報道されていますので、あえて実名で申し上げますが、北川総務課長がわいせつ罪で逮捕されたニュースには、町長も驚きを禁じ得ないとおっしゃいましたが、私も同様の驚きを禁じ得ませんでした。まさに、北川課長の行為はここでいう、第4号、職務に適格性を欠く場合に当たるのではないかと、私は思います。解職を求めますが、答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

事務取扱要綱の給料などの第7条についての、今の現状を追認する形の要綱ではないかという点についてなんですけども、今の職員の構成を見ますと、僕が役場入ったときからしまして、13年ほど職員の採用がございませんでした。でするので、今、僕まだ今年48になる年なんですけども、それで総務課長という、ほかの市町から見ると、やはりちょっと異常な管理職の状態、若返りし過ぎているという状態があります。

ですので、やはり、どう言ったらいいんですか、経験不足という感が否めない部分がたくさんありますので、現状の有能な職員をまだ管理職に設置するということが必要であると、やっぱり感じておるのが正直なところでございます。

ですので、このような要綱につくらさせていただいたということです。ほかの市町でも、市長が特別に任用できる場所もありますので、そこら辺も参考にしながら今回つくらせてもらったということと、あと、地方公務員法の一部を改正する法律案の概要の中で、役職定年制というのがやはりございます。60になったら、僕らも役職を終えて普通の一般職として働くということもなっておりますので、こういういびつな職員構成が解消されましたら、必ずそういうふうなことにしていきたいと考えております。

あと、16条の解職のところにつきましては、近々懲戒審査会を開きますので、その場で決まることだと思いますし、このような要綱を設けましたので、これにのっとって処分していきたいと思っております。

以上です。

河合議長 課長。

総務課長 はい。

河合議長 自分の能力には自信を持ってください。

総務課長 はい。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 今すぐ、この要綱の改正をしろというのではありません。そういう懸念があると。それから、今の職員の実態、10数年間がなかったというのは分かりますから、やっぱりここはびしっと検討事項としてお願いをしたいということ。

それから、第16条の解職の問題ですが、いろいろあります。いろいろありま

すが、やはり、町長の任命責任として、懲罰委員会が開かれるというのも、それも理解できるんですが、再任用職員ですので、これに基づいて解職をするべきだと思うんですが、町長いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

先ほど課長が申しましたように、相当、採用の時期が間隔が空いたということで、管理職としての若返りが、ものすごく進んだということで、やっぱりしっかりベテランの方に対応していただく、そういう制度はないかということで、県が、校長が再任用でそのまま校長をやっているという制度がある。それやったら、地方自治体でもどうなん、できるのか、できないのかという中で、できるということで、させていただいたものであります。

それと、いろいろ4万円の差があるというのは、これは、個人的な問題がございます。詳しくお聞きになりたかったら、私しっかりこの場で言うてもええんですけれども、いろいろ個人の思いがありますので、また、個人情報的な形がありますので、それだけご理解いただきたいと思います。

それと、例の件ですけれども、やはり今、処分保留という形の中で、しっかりと第三者のそういうような形で、懲戒審査会の中で判断していただいてやっていくと。それとともにいろいろな状況の中で、本人さんも判断されると、そういう思いでございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

河合議長 次の質問をしてください。

鈴木議員 新しいごみ施設の問題ですが、少し回答がきちっと聞き取れなかった部分があるかもしれませんので、もし行き違いがあれば、また、ご容赦をお願いしたいと思いますが。

1つ、今、環境影響評価ですか、これが令和5年まで実施されているということだったと思いますが、それも含めて、29年でしたか、当初の共用開始が。二十何だったかちょっと忘れちゃったけど、それも含めて、今後のタイムテーブルが分かっていたら説明をお願いしたいと。

それから、本町の負担額については、組合から提示がまだされていないということでした。施設整備費用地の造成、概算も組合から提示されないの、本町の負担額が分からないということでした。

最近、聞いているのでは、このごみ処理施設へのバイパスというのか、道路というのか、搬入道路というのか、言い方は別にいたしまして、建設問題が浮上ってきて、彦根市議会では、これ、彦根市の市道なんです、ごみ施設に関わる経費で

あり、周辺の町にも負担をお願いしたいというふうに市長が答えられているというんですね。幾らぐらいかかると言ったら、それだけで、取りあえず今38億やと言っておられると。これ、彦根市の市道なんです。やけど、ごみにかかることやから負担をお願いしたいという話に進んでおる、まだよく分かりませんが。

それから、先ほど言いました周辺整備もトータルで幾らになるか、今、分からないということですよね。今のさっきの回答だと。ちょっと私の理解があれだったら、そういうふうに見えるんですが。ただ、この点だけは確認したいんですが、今、現状では総額も分からないということなんです。これ前回は質問しましたが、これは湖東定住圏事業で行われている事業でありますから、総額というか、総額が明らかになった時点で、この共生のビジョンにその額が上げられてくるというふうに理解をしておいていいのかどうか、その点だけお願いをします。

それから、ごみの減量計画。これもちょっとよく分からなかったんですが、1市4町で共用開始を視野に入れて、今、作成事業、何か作成をしていると。ということは、ごみの減量計画は、正確に言えば、今ないということになるんですか。共用開始に向けて、今、その作成をしているということになるわけ。その共用開始までに、各市町でどれだけごみを減量していくかという、各市町の減量計画はないというふうに理解していいのかどうか、ちょっと回答がよく分からなかったので、説明をお願いしたいと。

それから、最後に、これもお聞きしたのは、共用開始に向けて、ごみの分別を統一する方向性が示されているということだったんですが、もう少しこれを具体的に、この点について回答をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

彦根市の議論になっているのは私は知りません。この前、広域の議会のあったときには、要するに、候補地の評価の中で、それで搬入道路云々、土地の造成費云々で算出された経費がございます。経費が大方4候補地とも約30億円。造成費含めて、搬入道路の整備、4か所といたしますと、竹原、それから今の西清崎、それから、どこでしたっけな、原と。それから、もう1つ、田んぼのど真ん中と。それで大体30億を前後する状況です。それが、1市4町でそれぞれの割合で負担していただく。要するに造成費と搬入道路の整備費として、それくらいは要るだろうということで評価をされております。

現在は、彦根市が市の道路、要するに計画、今から10年ほど前に計画があったそうです。この前、広域の議会での話で、それを、今回、やはり搬入道路とと

もに、市のその道路の計画もともに一緒にやっていこうと。そういう形の中で、あと4町に負担されるのは、元の計画の中で、やはり年限が過ぎますので、費用が上がった場合は、この部分はお願いたしたいと、そういうような答弁をされました。それだけご理解いただきたいと思います。

それと、廃棄物の減量化というのは、先ほど課長も言いましたように、8月言うたかな。8月頃までに、1市4町の分別の内容とそれぞれの減量の目標を定めていこうと。ちょうど、それやったら、この施設の設計額に量が確定されますので。それで8月をめどに計画を立てて、分別、どういう形の分別を統一しましょう。そしてまた、それぞれが減量目標を立てて、それをいざ共用開始に、しっかりその目標を達成するように努力しましょうと。それを立てて、やっていくということでございます。

それから、今は、施設の要求水準書というのが作られておまして、これが大体8月から秋頃に、こういう水準で処理して、施設はこういうもんやと。それから、民間の能力を活用した中で、どのメーカーにするとか、そういう形が図られていくものと思っておりますので。

以上、ご理解のほどよろしく申し上げます。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 最後は大学奨学金の問題ですが、先ほど、全国的に退学をした子どもたちが5,000人を超えていると。それから、奨学金の平均借入額が300万前後になる。大学生の2人に1人がこれぐらい借りているわけです。これ平均ですからね、300万ね。うちの孫が借りてるのは、さらにそれ以上になります。

これまでも幾度となく奨学金制度をつくってほしいという質問をいたしてきました。それを具体化していくために、やっぱり今日的な現状では、誰を対象に、どのような奨学金制度が必要なのかというのを具体的に検討する時期だと、私も思うんですね。これまで広く一般的な、高校生も含めて、奨学金制度を求めてまいりましたが、先ほどの次長の答弁にもありましたが、このコロナ禍で明らかになったのは、大学の子どもたちの窮状です。

では、豊郷の大学生が今どうなっているのかということです。これまで、豊郷の大学生どれだけいるのかと質問してきましたが、なかなか実態が把握できないということでしたが、先ほど次長からも答弁がありました。昨年度コロナ対策として行われた、大学生を対象にした給付の結果、おおよそ概要が、事務局とも問い合わせ分かってまいりました。

大学生が大方120から125人です、大学生が。この給付の対象になった、この4年間の中学校の卒業生がおおよそ250人でした。大学進学率が約49%になります。一方、全県の平成30年度の高校卒業生の大学進学率はおおよそ55%ですから、6%の差があることになりますけども、この数値をどう見るかですが、これは私が予想していた以上に、多くの子どもが、豊郷の大学生が学んでいるというふうに感じました。

一方、授業料ですが、国立、公立と私学の進学割合は、国立、公立が15%、私学が70%。大学の授業料、以前の国立大学の授業料が10数万だったのが今8倍ぐらいの80万を超えていると。それから、私立大学では今平均で120万前後になっている。子どもたちは、先ほど言いました、返済をしなければならない奨学金、アルバイトをしなければならない、コロナ禍が追い打ちをかけ、ますます厳しい状況に置かれています。

そこで、このような状況を踏まえて、私は大学生を対象に、返還しなくてもいい奨学金の制度の創設を求めると同時に、教育長にお伺いいたしますが、今の大学生の実状について、どのような認識を持っておられるのか、教育長にお伺いをしたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

おっしゃったように、たくさんの豊郷の子どもたちが大学に行って、本当におっしゃったように半数近くは行っております。私も奨学資金云々調べまして、次長言いましたように2.7人。しかしながら、いろんな資金を借りていくとなると、大体2人に1人。しかしながら、親がしっかり、またそれも民間の金融機関で借りて授業料を払っているというのか、前期後期で約、国公立でも授業料が高くなっていますから、そういうことはやっぱり4年間されると、ほとんどの生徒が、そういうふうな形の負担ならびに保護者もやっているということになってくるだろうと思います。

そしたら、どう言うんですか、日本学生支援機構で借りている方だけに支援するというのはなかなか難しい。やっぱり、銀行なり、そしてまた財団法人というか企業がやっているようなところ、ましてや労働金庫もやっているとか。そして、県社協もやっているとかありますから。すると、あと40人、これ10年間補助しようと思ったら400人に。大体支援されているのは、年間18万。すると、7,000万から年間、返済金の補助をしていかんならん。こういう言い方、いろいろ学ぶ権利を保障もしていかんならんし。

しかしながら、いろんな状況の中で一生懸命仕事をされて、地域に貢献されている方もおられるという、そういうことも勘案していかんならんと。給食費、全員にするので、あれで2千何百万です。それやったら、大学に行っておられる方に、7,000万を毎年毎年補助をしていくのは、町民の皆さんにご理解いただけるかとなると、なかなか難しい。特に、所得の云々、380万以下とか、400万以下とか、そういう形の中で区切ったとしても、その際にある人が何でや言わはるし。ちょっとこれは、大きく社会全体でとらまえて、町も協力してやろうという状況の制度だったらしっかりできるし、これもまた、企業が人員を確保するために、企業とまた行政とがタイアップしてやると、そういうような形なら取り組みますけれども、ちょっと町としては、現状としては、難しい。

議員おっしゃったように、大変苦しいというような状況の中で、先ほどの第三次補正の中で、議員さんの提案もありましたし、その中で考えられるかどうか、そこらはしっかりまた対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

大学生をどのように捉えているかということですが、先ほど町長からも話ありましたように、やはり我々は、苦学生をどのように応援していくかということも非常に大事なことだなということを思っております。しかし、ただ、高校への進学率99%、ほぼ100%からすると大学が低いというふうにしても45%というところがありますので、そこら辺はまた、高校への進学率、また、大学進学率とは中身はちょっと違うかなと思います。いずれにしても、我々豊郷にいてる子どもたち、あるいは学生を夢と希望のある将来に向かって、どのように支援していくか、そこら辺が教育委員会としてのスタンスであるかなということでご理解いただければと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 最初にちょっと数字だけ、町長が7,000万とおっしゃったんですが、私が思うのは、120人なんです。120人。例えば、その半分の40人か30人でもですね、例えば、私思ったのが、年間10万で600万ぐらいで済むんじゃないかというふうに、私は思ったんですが、ちょっとその点だけ。いや、私はそう

思うたということだけ、ちょっと、まあ。

それから、先ほどの同僚議員の質問の中で、第3次補正で含めて、できるかどうか検討をしたいということでしたので、ぜひ具体的な検討を、これはお願いをしておきたいと思うんですが。

最後に、先ほど私が予想していた以上に、多くの子どもたちが大学で学んでると言いましたのは、実は私自身の実体験からです。今からもう40年から50年前になりますが、私はかつて未解放部落と呼ばれた地区の差別と偏見をなくす運動に参加していましたが、その子どもたちの当時の高校進学率を調査してみると、全県で高校進学率で30%近くの違いがありました。それをなくすために、同和対策としての奨学資金や、今も。

河合議長 10秒です、残り。

鈴木議員 続けられている交付金もありましたが、ぜひ具体的な検討をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えします。

私の言いましたのは、学年40名ぐらいが、大学の進学率はあるという。そうしますと、大体どの市町でも、10年ほどされております。10年されると400人です。毎年400人分の補助金を出していかならん。それが大体10万から18万。大体18万です、1年間に。そうすると7,200万。四六、24、四七、二十、すいません、四八、32。はい、7,200万になります。そういう形ですから、その点だけ、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 次に、高橋直子さんの質問を許します。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、させていただきます。

まず、町長にお聞きします。PCR検査助成に前向きな取組を。

今や、新型コロナウイルスについては、誰が感染してもおかしくないと言われるほどに、「感染経路不明」の市中感染が広がっています。今までにも繰り返し求めてきましたが、再度、町独自施策としての検査費の助成を求めるものです。

特に今回は、町長はじめ役場職員の方についても、対象を広げることも追加提案するものです。町民の命と暮らしを守る最前線におられる皆さんが、安心して仕事ができる環境整備が急務だからです。

社会的接触機会の多い皆さん、病院関係者や先生方、保育士、学童保育指導員、

介護士などは、その後も不安を抱えながら日々仕事を続けてくださっています。その努力に応えるためにも、不安を抱えている町民及び職員には、「PCR検査」を積極的に受けてもらおうではありませんか。

幸いにも、検査方法としては、日進月歩、改良が進み、民間検査機関も検査体制を拡充しています。最近知ったのですが、例として、藤田医科大学、愛知県豊明市にあります。ここは皆さんのお手元に資料も配付させていただいております。2月4日に、川崎重工が開発した自動PCRシステムを大学敷地内に導入し、試験運転を開始。3月初めから本格運用開始の準備を進めていくようです。職員2人で1日2,500人分が可能となる、などなどと、本当にうれしい情報でした。

「滋賀県がやるものだから」という消極姿勢ではなくて、町として、どうやったらたくさんの方に検査を受けていただけるのかの情報収集とともに、一刻も早く導入することを求めます。合わせて、1人当たりの費用の調査も進めて、検査に関わる費用の助成を求めるものです。

続きまして、町長、教育長にお尋ねします。マンモスクラス解消のために、町費での講師確保を。

「少人数学級実現に不退転の決意で臨む」と表明していた萩生田文部科学大臣の決意、そしてそれに期待していますという伊藤町長の決意があったんですけども、残念ながら、財務省の壁は厚く、ここはその後の調査で分かったのでちょっと訂正します。民主党の2011年度に1年は35人にとということで、現在小学校1年生は35人。今回の決定、文部科学省の決定というのは、小学校2年生のみ35人学級ということ予算化することになりました。今後5年かけて、小学校のみ35人、中学校は置いてきぼりです。

その結果、本町の場合、来年度も30人以上のマンモスクラスが3学級存在することになります。教育関係者や保護者の願いは、「行き届いた教育の実現」と密を避けることで、「コロナ禍から子どもたちを守れ」ということです。

本町の場合、過去において、再三これも紹介していますが、町費の講師を確保することで、35人のクラスを2クラスに分け、「自前での少人数学級」を実現したことがある先進自治体です。コロナ禍の今だからこそ、「子どもたちを大切にする町」として、再度、「自前での少人数学級」を実現させることを求めます。

同じく町長、教育長に「隠れ」を含む、「保育待機児解消」を質問します。事前に聞き合わせ調査をしましたところ、申込み総数は197名で、「不承認」は16人ということでした。

その内訳は、愛里保育園では、定数80人に対して、「承認」が96人、「不承認

認」はなしということですが、保育室の確保は大丈夫なんですか。愛里保育園の財産処分（浴室を保育室に用途変更）を提案し続けていますが、その後、手続等はどうか答弁を求めます。

また、崇徳保育園は定数80人に対して、申込み数は102人、その中で、「承認」は86人、「不承認」16人とのことでした。

一般的に民間保育園では、施設が整っていても、保育士が確保できずに受け入れることができないという実態がありますが、崇徳保育園からは、「不承認」の背景について、その理由をどのように聞いておられますか。民間保育園の保育士待遇改善のための情報提供として、「三重県鈴鹿市は、民間保育園の保育士に、1人当たり5,000円から8,000円の補助を出すという来年度の予算を計上した」ということがありまして、ご紹介しましたが、本町でも実施してはと提案するものですが、民間の保育園の待遇など、調査、検討はされましたか。見通しはいかがでしょうか。

今後の「待機児童解消」への展望を見極めるためには、保育ニーズをつかむことが大事です。「子ども・子育て支援計画」と照らし合わせて、今後10年の見通しをお知らせください。

幼稚園の預かり時間の延長で対応する「預かり保育」については、同「支援計画」の中にも書かれています。まずはこの預かり保育そのものについての事業内容を町民に知らせて、短時間でも働ける、そういう環境をつくるために、保育ニーズを調べることを提案しますが、いかがでしょうか。

町長、教育長にお聞きします。

保育園・幼稚園にも給食費の無料化と乳児食提供を。

本町は、県下に先駆けて、小・中学校の給食費の無償化に取り組んだ先進自治体です。この枠を広げて、保育園、幼稚園の給食費も無料化にし、町内全ての子どもたちがひとしく恩恵を預かれることを求めます。

愛里保育園の場合、0歳児がいるにもかかわらず、刻み食で済ますことは、手抜きそのものです。0歳から2歳児には、発達に応じた食事を提供するの、行政としての責務です。直ちに考えを改めて、職員を配置することを求めます。調理する場所はあるのですから、やる気になればできることです。答弁を求めます。

町長、教育長にお尋ねします。

学童保育専用施設建設に本気で取り組むことを求めます。

「第2期豊郷町、子ども・子育て陽だまりプラン」、これによりますと、学童保育実績の値として、両小学校区ともに、2017年（平成29年）度以降、約60名となっています。今年度は若干減っていますが、それでも、豊郷小43

名、日栄小49名となっています。

学童保育1施設当たり「40人」という指針がありますが、これと照らし合わせても、これはグループですね、グループ40人という単位があるんですけども、これと照らし合わせても、本町の場合、劣悪な環境の下で行われていることになります。

昨年、自主的に見学をさせていただいた日野町、甲良町、多賀町では、専用の学童施設で、子どもたちが自宅にいるように、ゆったりとした雰囲気でも過ごしていました。

多賀町は、40人掛ける2グループ。これ40人と書いてありますけれども、80人に訂正します。そして、席があるのは75人ということでした。そういう実態であり、今年度、新たな学童保育専用施設を建設しました。

「学校とつながっているから便利」という変なメリットを強調するのではなく、本来の学童保育を実現するためには、新たな専用施設建設に取り組む時期に来ていると思いますが、見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員のPCR検査助成に前向きな取組をについてお答えします。

まず、川崎重工業の資料を頂き、ありがとうございます。1都3県に1月8日から2月7日まで緊急事態宣言が発出され、1月13日から7府県が追加されました。2月2日に栃木県のみ解除し、10都府県では、3月7日まで延長されましたが、6府県が3月1日に解除されました。その効果によって感染者数も減少してきております。

また、滋賀県も、2月26日から注意ステージに移行しております。町長はじめ職員にPCR検査を受け入れられるよう提案いただいておりますが、職員にコロナが出た今回の事案で感じたことは、私を含め、濃厚接触者、経過観察者でないものは体調に変化がございませんでしたし、特に、PCR検査の必要はないと感じました。

また、頂いた資料を基に情報収集を行いました。川崎重工の件につきましては、まだ準備段階で、実証実験後、成田、羽田、関西空港への設置を調整しているということです。

これからワクチン接種も始まりますが、今後収束すると言われてはいますが、今年度中ということはまだ分かりませんということです。職員も町民の皆さんも早く収束することを願っております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員のマンモスクラス解消のために、町費の講師確保をについてお答えをいたします。

9月議会及び12月議会でもお答えしましたが、小・中学校の学級編成を行うに当たりましては、滋賀県学級編成基準を標準としての基準とすることと定められており、少人数学級の実現につきましては、国や県の施策、制度によるところであり、現状として、本町では少人数指導をさらに充実させるため、県費の加配教員等の増員に向けて、関係機関に継続的に働きかけているところでございます。

一方で、高橋議員もご存じのとおり、先般、公立小学校1学級の児童数を35人に引き下げるとする公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、令和3年度より5年かけて施行される運びとなりました。町教育委員会といたしましては、今後、国の動向や、このことを受けての県の対応等に注視しつつ、次年度の学級編成に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、公立小学校における学級編成の標準の引下げが行われることに伴い、教員の増員や普通学級の増設といった課題が生じることとなります。特に、教員の増員につきましては、学校教育活動を円滑に推進していく上で、学級担任としての職責を果たすことができるなど、教員としての資質能力を備えた人材を確保することが大変重要であり、県費、町費を問わず、本町の小・中学校の講師として任用する上での重点事項であると捉えております。

引き続きまして、「隠れ」を含む保育待機児解消をのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、愛里保育園で不承認はなしだが、保育室の確保は大丈夫かのご質問につきましては、入所決定につきましては、教育委員会事務局にて決定をしております。

2点目の、愛里保育園の財産処分の経緯につきましては、現在、現場の意見を聞いているところでございます。また、崇徳保育園から不承認の理由については、保育体制が整わないためと聞いております。

次に、民間保育園の保育士待遇改善のための検討につきましては、鈴鹿市の令和3年度当初予算に関する記事を拝見させていただきました。

次に、今後10年間の保育ニーズの見通しについては、現在から令和6年度までの5年間では、子どもの数はほぼ横ばいの200人前後を推移するものと思

われます。このことから新たに保育園を建設する予定はございません。

最後に、保育ニーズ調査の提案についてですが、第2期子ども・子育て計画を策定する際に、幼稚園の預かり保育についての調査もしておりますので、現段階では調査をする予定はございません。

次に、保育園、幼稚園児にも給食費無料化と、幼児食提供をのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、保育園、幼稚園児にも給食費無料化につきましては、令和元年9月議会に答弁させていただきましたように、現在も考えておりません。

また、2点目の乳児食提供につきましては、以前の日枝保育園時代には、調理師が2名いたことから、刻み食も対応しておりましたが、現在は、日栄のさにおきまして、小学校と共用して給食を提供していることから、議員が言われる刻み食等の対応は困難であることをご理解いただきたいと思います。

最後に、学童保育専用施設建設に本気で取り組むことを求めるのご質問にお答えをいたします。

学童保育専用施設につきましては、本町に開設している学童施設については、40人以上の利用があると言われますが、省令基準では、児童1人当たりの面積は、おおむね1.65平方メートル、支援員の数は2名以上、児童数はおおむね40人以下とするとあります。本町には2つの学童保育施設があり、通年利用の子どもは、両施設とも40人を下回っており、児童1人当たりの面積におきましても、1.65平方メートルを上回っておりますので、適正な環境であると考えております。

また、今後10年間の見通しの中で、小学生におきましては、80人ほど減少するものと予想しております。

また、2018年7月に公表された放課後児童対策に関する専門委員会の中の意見でもありますように、学校施設内で放課後児童対策事業を行うことは、移動の必要性がなく安全であること、学校の校庭、体育館や図書館等学校施設を活用することができるなどの長所があると言われております。このことから、専用施設建設に向けて取り組む必要はないと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問どうぞ。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 まず、PCR検査について再質問をさせていただきます。

私は一応、こんなふうに民間もいろんな数を増やすために努力しているんだな、こういうのが、よく検査を受けない、受ける体制にないという理由が増えると、県の検査機関がひっ迫するから、できないんだという答弁だったから、今はいろんなところが、いろんな検査方法を提案しているじゃありませんかと。そういうことで、1つの例として、取り上げただけですから、ここを利用しましょうと言ったわけではありません。

本当は、今回、役場庁舎内で感染が発生したときに、実は私自身もその課に行っていましたので、すごく不安でした。すぐに、県が発行しています、これをずっと保存して行きましたよ、電話をしました。すると、あなたは基準じゃないからということで、どこに行きなさいとか、受けてくださいとかもなかったんですけれども、本当に不安で不安でたまらない日々を過ごしました。そういう点では、もしかしたらと思ったときに、受けられる、安心がもらえるというのは、町民にとって、そして、職員の皆さんにとっても、求められてたんじゃないかなと思う次第なんです。だから、本当に、発生した、もう誰がどのような形で感染者になる、そして、うつされることになるかというのは、もう本当に分からない状態です。

今、減少傾向にあるということに望みを託していらっしゃるような答弁でしたけれども、こういうときだからこそ、ちゃんと早めに手を打ってね、そして、対応するというのが求められていると思うんです。変異株というようなものもまた出てきていますので。

そして、大津の市長の答弁を見ていると、高齢者施設に関しては、私の仲間の議員が聞いたときに、高齢者施設については、何らかの取組が必要であるということは、共通認識として持っていますなどという、前向きな答弁をなさっているんです。だから、本当に社会的接触の多い方々には、積極的に受けてもらおうじゃありませんか。再度、求めるものです。

総務課長 はい。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

不安で、安心が欲しいということは誰しもが思っていることだと、私自身思っております。

あと、大津の高齢者施設の取組については、大津の場合は、高齢者施設でたくさんクラスターが起きていますので、大津市長も心配しているのではないかなと思います。

あと、最近の感染の状況で、少しびっくりしているところが、彦根市のおでん

屋さんとか、甲賀市のスナックでは、もう実名で、自分の方から、来たお客さんは申し出て下さいということをおっしゃっておられます。これも滋賀県の資料にもホームページにも載っておられます。こうやって、昔でしたら感染すると隠すんですけども、今はオープンに、広がりがないように皆さんも努力しているということですので、感染が少しでも減っていくように、僕らも思っております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、できない理由というのは何かあるんでしょうか。そして、町民がね、例えば、先ほどありましたおでん屋さん、こういう、あったじゃないですか。そういうときに、自分行った、そのときに町に連絡なりすれば、町費でどうぞと言われたら、行かはると思うんですよ。そういう背景が本当になくて、不安で不安でしようがないという町民、本当にいらっしゃいます。役場に自分も行ったよとか、そういう町民の声を聞きますので、町が何ぞごとのときには、ちゃんと検査費用出してくれて、そして、早め、急がば回れという言葉があります、早めに検査を受けて、そして、もし最悪かかっていたら、ちゃんと療養させていただける。そういう体制をつくるのが、町としては今、求められているんじゃないかと思うんですけども、できない理由というのはありましたら教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

先ほどの場合は、滋賀県の方から、来られた方を呼びかけて、滋賀県で検査をするということになっております。

あと、できない理由というのは、受けても、恐らく陽性であるということで、皆さん、そのように感じておられるのが本来の理由です。あと、保健所の指導の下に、今、行政も動いていますし、今、彦根ですと接触者外来センターが2か所も設置されて、ちょっと熱があった場合でしたらPCR検査が受けられる状況もございますので、ということでございます。

以上です。

河合議長 次の質問に行ってください。

高橋議員 続きまして、マンモスクラスの解消については、従来どおりの答弁しかなかったんですけども、以前、町として取り組んだことがあるというのは、教育長は特に豊郷の教育の世界に長いことおられたからご存じだと思うんですよ。ど

うして町として、35人を、2クラスに分けるための予算を確保するために、汗をかけないのか、何か理由がありましたら教えていただきたいんです。

国は国、県は県です。そして、自治体によって、本当に、例えば、県段階では、国が35人やってなくても、どんどん自治体独自で先生を確保して、35人学級を実現しているのはご存じだと思うんです。国、県は本当に、滋賀県もまだ、なかなか腰を上げていませんのでね。じゃ、豊郷の子どもたちの教育、そして健康を守るために、マンモスクラス解消のために汗をかくというのは、その発想にどうして至らないのかなと思うんですけれども、何か35人を分けたら困るという発想をお持ちなんでしょうか。48人でしたか、自分は1人を見たことがあるというようなそんな発想じゃなくて、本当に子どもたちを守る、そして、きめ細やかな教育というのを実現する立場に立っていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 ただいまの高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

何でもっと少なくできないのかということではありますが、先ほどもお答えさせてもらったように、県の基準に沿って、県から先生に来ていただいています。それを、町独自でした場合だと、もう豊郷町は、県から派遣する必要ないんだなと、引上げになりますから、私はそれはできないということでお話しさせていただきました。

そして、以前35人を分けてたやないかということですが、これはあくまで少人数指導を実施していたということですので、少人数学級、少人数としての受け止め方が違いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、マンモス状態を、密を、密状態ですよというのは、感じておられるかどうかについて見解を求めます。

といいますのは、ある中学校の事例があったんですけれども、今いろんな器具を、タブレット、ITに向けて、いろんな器具とかがあったりすると、より間隔を開けた教室配置を求めるといような記事を読んだんですよ。なるほどなと思いました。今までの発想とは違って、そういう配慮もしなきゃいけない時代に来ているんだなと思ったんですけれども、中学校なんかは本当に体も大きいで

すし、議会の広報にも写真を載せていただきました。密の状態と分けた場合とかこんだけ違うんだなというのを思ったんですけど、密を避けるという、そういう観点からの教育長の見解を求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

マンモス化ということで、密状態をどう考えているかということですが、幸い、両小学校ともオープンスペースも取り入れておりまして、35人であっても十分にソーシャルディスタンスは保てる状況であります。

それともう1点、この前の議会でもお話しさせてもらったように、人数が密になる場合は、隣の教室、空いた教室、また、少人数指導教室がありますので、そこを使うようにしております。

ただ、中学校については、ご存じのように、給食については、前半と後半に分けて密を避けるように行っているのが実情であります。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問に行ってください。

高橋議員 続きまして、保育待機児童問題です。再度聞きます。16人の不承認という結果が出ているんですけども、これについては、この方々はどのようにされているのか、つかんでおられますか。本当にたくさんの方々が「保育園落ちた」を経験されているわけなんですよ。その説明をお願いします。

そして、民間保育園との待遇の差などの調査をお聞きしたんですけども、これについては、返答がなかったように思っているんですけども、崇徳さんの場合は体制が整っていないということでしたよね。私が想像するに、やっぱり保育士さんが確保できてないのかなと、希望どおり受け付けることができなかったのかなと想像するんですけども、その辺の具体的な説明をお願いいたします。

それから、民間保育園が、もし保育士不足だったら、その背景に考えられるのが、待遇がなかなか保育士よくないので、資格を取っても勤めないとか、途中で辞めてしまうというのが実例です。そういうことを防ぐためにも、三重県の鈴鹿市は、こういう積極的な予算を組まれたそうなんです。そういう点で、こういうのが広がればいいなと思うんですけども、私たちの町でも、民間で頑張ってくくださる保育園に、保育士がちゃんと確保できるような、そういう後押しをすることを求めたいんですけども、いかがでしょうか。

そして、子どもたちが今後どんな感じかという見通しをお聞きしたら、横ば

い、200人前後かなという返答でしたけれども、ますます豊郷は田んぼを手放す人が多くって、宅地開発が進んでいます。また、高野瀬にもちょっとした住宅ができるということも聞いていますのでね。そうなる、そういう現時点でつかんでいる情報として、そこはきっと子育て世代がもし来られたりしたら、またまた増えるわけじゃないですか。そういう点では、本当に宅地開発と絡めて、今後の保育ニーズのつかみ方というのは考えていかなければいけないと思うんです。これが入っているかどうかを教えてください。

また、預かり保育については、私、知らせてくださいというのは、保育ニーズをつかむために、アンケートを取るなり、地域に出向くなりして、子育て世代が働きたいけど預けるところがなくて、せめて幼稚園がもうちょっと時間を延ばしてくれたら、短時間でも働けるんだけどという声は実際あるんですよ。そういう声をつかむための努力は、どのように考えておられますか。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

不承認の16人、現在どのようにされているかということなんですけれども、その16人の方につきましては、現在、追跡調査中でございます。

次に、崇徳保育園の不承認の理由ということで、先ほど答弁させていただきましたように、体制が整わないためというふうに聞いております。

また、鈴鹿市のように、保育士の待遇改善をしようかというようなことでしたが、本町単独の事業といたしましては、障害児保育事業補助金とか、自動体外式除細動器設置補助金、保育士等人材紹介料支援補助金、保育所地域活動補助金等、町単独の補助金をしておりますので、今現在は待遇改善のためということとは、特段考えておりません。

また、宅地開発等の関係で、そのような情報が入っているかというようなことですけれども、この計画を立てたときには、その情報は入っておりません。

また、幼稚園の預かり保育のニーズということですが、そちらにつきましても、議員の耳には入っているというようなことだったんですけれども、教育委員会としては、ちょっとそのような声は聞いておりません。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 もう、次行きます。

河合議長 次どうぞ。高橋議員。

高橋議員 給食費についてです。高島市がすごい英断をなさったという記事を見まして、

ぜひこれ参考にさせていただいて、私たちの町でもやっていこうじゃありませんか。そのことを求めたいと思います。同じ豊郷町に住んで、学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんだけは給食費が無料で、ちっちゃい子は駄目なんだというその理由を、あったら教えてください。

そして、高島の場合は、何とおうちで面倒を見ていらっしゃる親御さんにも、同等の補助をするということなんですよね。そういう点では、豊郷に住んでいる子どもたちが平等に扱われるように、ぜひこれを取り組んでほしいと思うんですけど、いかがでしょう。

そして、乳児の食事については、本当に0歳と言ったら、おかゆから始まって、順番にやっていくものなんですよ。やっているところにとっては当たり前のことが、豊郷にはないというのが、若い世代においては、何でという疑問が湧き起こって当然だと思うんです。ましてや、来年度はめちゃくちゃ乳児が増えますのでね。そういう点では、ちゃんとした、発達に応じた給食の提供を求めるものですが、いかがでしょうか。

そして、職員を配置するのは、なかなか来てくれへんというのが、前回の答弁でしたけれども、一生懸命探してほしいと思います。真剣に探してほしいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えをいたします。

小・中学校の給食は無償化であるけれども、就学前の子どもはどうしてできないのかということですが、小・中学生につきましても、義務教育でありますので、全員平等に給食費の補助ということが出来ますけれども、保育園、幼稚園に通っている子どもにつきましても、先ほど議員もおっしゃられたように、家庭で見られるおうちもあります。なので、全ての子どもに公平にそういう補助をしていくということが現時点では難しいために、現在、保育園、幼稚園の子どもの給食の無償化ということは考えておりませんということです。

また、愛里保育園の給食につきましても、刻み食をしてはどうかということだったと思うんですけれども、アレルギー対応等もありますので、現時点では、以前のような刻み食等の対応については考えておりません。

以上です。

河合議長 再々質疑ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員　これが、第2期の豊郷町子ども・子育て陽だまりプランというのがあります。この中には、本当にこれが実現できたら、豊郷に、子どもを大事にする町だと思って、おうち構えて来てくださった若者が、本当によかったなど感じるようなことがいっぱい書いてあるんですよ。そういう点では、保育園の赤ちゃんに、大きい子どもたちがね、提供されているものを刻んだだけという、そういう給食じゃなくて、本当に愕然とされている。こういう状況です。本当にこのプランが絵に描いた餅になったらあかんと思うんです。子どもを大事にする町ということに尽きると思うんです、書いてあることはね。それが、赤ちゃんに本当に冷たい給食を与えているということ、もっと町行政としては反省しなければいけないんじゃないですか。

そして、先ほど来、考えてない、考えてないということばかりが続いています。じゃ、提案しました、どうやったらこれが実現できるだろうなということの協議などはされたんですか。その様子、そして、結論に至った流れなども教えてくださいたいと思います。お願いします。

教育長　議長。

河合議長　堤教育長。

教育長　高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、子どもたち、保育、幼稚園児をどういうふうに見ているかというところになるかと思いますが、ニーズの把握等につきましては、当然毎月行ってます校舎長会を通じて、園長からお話を聞いております。また、保護者のお話は直に聞くときがないんですけど、子育て支援センターを利用されている保護者に、私も顔を出しながら、以前もセンター長をしておりましたので、ちょくちょく顔を出しながらそのニーズ等を把握するようにしております。

先ほどの子どもを大切にというのは、当然そう思ってるんですけど、例えば、給食のことに关しましても、以前と比べて明らかに子どもたちのアレルギーの子が増えています。そういった部分につきましては、僕はやっぱり慎重に、特に離乳食から様子を見ていかないと、安易に給食の提供ということになっていくと、命を預かっているという大変重たい部分がありますので、そのところも十分考えていかなければいけないと、こういうふうに思っていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長　次の質問をしてください。

高橋議員　それでは、専用の学童施設をということでお尋ねします。

私、学童保育に関して、教育委員会はどのように考えてきたんだろうなという

ことで、情報公開で平成27年度からの議論の様子なども見させていただきました。やっぱり皆さん、やっぱり不安の声をいっぱい挙げてはりますよね、議事録読みましたら。教育委員会として、アンケートを取った親御さんが、満足しているとか、別に専用施設は求めてないというような答弁があったんですけども、その中で、何とアンケートの結果を見ますと、これは30年1月に調査結果としてありました。そこを見ますと、回収率が半分にも満たないという結果、にこにこクラブは46.7%、ひまわりクラブは36.6%、全体で41.9%という結果です。随分前ですよ、30年といたら。今、同じようなアンケートを取ることを求めるものです。

そして、学童に関わってくださった方々が、私に教えてくださったのが、面接があるときに、あれでは本当に思うような保育ができない、ランチルームじゃなくて、ちゃんとしたところをつくってほしいと、そういう面談のときに言ってるんだけど、全く聞く耳を持ってくださらない。こういう声もお聞きしました。そして、あれではかわいそうだというのが、民生委員をされている方で、よその学童保育に今お勤めなんですけれども、高橋さん、豊郷の子はあれではかわいそうやと。何とか、ランチルームではなくて、よそみたいに専用の施設をつくってえや。こういう声も聞いているんです。

先ほど言いましたこの記録の中では、久木教育委員さんも、学童を何とかせなあかんという意見も述べているところもあります。嶋村委員さんもそうでした。そういう声が、なぜ行政に届いていかないのかな。豊郷、ちょっとよそと違う形での学童保育になっている、あれでは子どもがかわいそうだというふうに、その発想になぜ立たないのか。このことを求めるものです。いかがでしょうか。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 高橋議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

全国学童保育連絡協議会の、ここに冊子があるんですけど、2018年9月に公表された新放課後子ども総合プランでも、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を含め、両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を、小学校内で実施することを目指す。という目標が挙げられております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 いろいろな形態があるのは知っています。ですが、豊郷みたいに、大勢が1つのところに押し込まれている的などころはないと思うんですよ。やっぱりのんびり、ほっこりできる量のスペースがあるとか、自分の荷物を置くスペースがあるとか、それが実態だと思うんです。私も学童施設の、学童の連合が出しているそういう冊子、持っています。そこには40人を超える場合には分けるという、それが理想であると書いてあることはご存じですか。豊郷の場合は、本当に、ちっちゃい子から大きい子までが一緒くたになって遊び、生活のスタイルが違う子どもたちが、大変な思いで行ってるわけなんですよ。

本当の理想的な学童保育についての、教育委員会の見解を求めるものです。よろしくをお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

学校施設を徹底的に使うということで、ランチルームだけでずっと1日お預かりしているではありません。当然、学校の実情に応じて、図書館を利用したり、体育館を利用したりしておりますので、有効に使っていると思っております。以上です。

河合議長 これより、昼食のため、暫時休憩といたします。
再開は13時30分。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時26分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

それでは、今村恵美子さんの質問を許します。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一般質問を行います。一問一答でさせていただきます。

まず1問目。高齢者も現役世代も安心できる介護制度に。

町長にお尋ねいたします。

1、今年4月から介護保険料の改定が実施されます。町内高齢者の多くは、高過ぎる介護保険料の引下げを願っています。そこで、この点について、町の見解を求めます。

2、介護保険制度は改悪の連続で、「保険あって介護なし」「国家的詐欺」などと言われています。政府は、社会保障削減路線を転換し、国庫負担の増額や保険

料、利用料の減免制度の充実、サービス切下げではなく、公費給付の充実、また、介護労働者への処遇改善などが必要です。町は、第8期事業計画でどう取り組むのか、答弁を求めます。

3、本町は施設入所が多い町です。これは、認定後介護度が重度化しやすい傾向がある結果です。この負の連鎖を減らすためには、元気な高齢者を増やして、介護認定率を下げるのが急務の課題です。第8期事業で認定率を下げるための取組は何か、答弁を求めます。

4、役場近くで、高齢者向けの運動公園や元気高齢者が自由に来て1日過ごせる集会場づくり、健康に長生きしていただく取組を高齢者福祉施策として、ぜひ町でも実施することを求めますが、見解を求めます。

医療保険課長 はい。議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の、高齢者も現役世代も安心できる介護制度にの1番から3番までを当課の方からお答えさせていただきます。介護保険に係るものに限定してお答えさせていただきます。

まず、介護保険料の引下げについては、今回上程しました豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案において、月額80円引き下げております。

2番目の第8期事業計画でどう取り組むのか、とのことですが、国の制度改正については、今後機会を通じて要望の方を行っていきたいと考えております。また、保険料及び利用料の減免については、これまでと同様に実施については考えておりません。

なお、第1段階から第3段階までの保険料の軽減については、第7期と同様に実施するよう、条例改正案に盛り込んでおります。

3番目の認定率の引下げの取組については、元気力アップ教室及び同教室の卒業生に継続して運動に取り組んでいただくプラスアルファ教室、後期高齢者保健事業である、後期になっても一生青春事業、お出かけ脳トレ講座の引き続きの実施はもちろんのこと、高齢者になるまで、言わば65歳に至るまでに、自身の健康に今まで以上に向き合っていただくために、成人すこやか健診、特定健診をはじめ、各種がん検診等の受診勧奨を積極的に実施していきたいと考えております。

いずれにしても、即効性のあるものではございませんので、継続的に実施することで認定率の引下げにつなげていきたいと考えております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 私の方からは、④の高齢者も現役世代も安心できる介護制度についての、④についてお答えをさせていただきます。

健康に長生きしていただく取組として、集まれる場所づくりは有効であると考えます。町では、総合型地域スポーツクラブ、アザックとよさとと連携し、年齢やライフスタイルに応じた多様なスポーツの機会づくりとして、生涯スポーツを推進しています。

また、高齢者等、誰もが過ごせる居場所の取組として、町の託老事業補助金や各老人会で実施いただいている給食事業があります。役場近くでというご提案ではありますが、面積の小さな町ですし、現在ある事業の中で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、再質問を行います。

ただいま課長から、第8期は標準月額80円の引下げを、これは全協でも説明いただきましたが、県下では、わが豊郷町だけが引き下げたということは、その点については、非常に頑張っていたんだなと、やっ和高齢者の気持ちが、町政の行政にも反映されたんだなと感謝しております。

そのことを踏まえながらもですが、今回の第8期の保険料設定、町が行っている保険料設定、これをやはり大きく見直せばもっと下げられるということ、私も全国の保険料設定を見ながら思いました。わが町の介護保険料の設定は12段階で、基準額に対する割合が最高で2倍までになっておりますが、全国では、この基準額に対する一番高いところで4倍。4倍のところもあるんですね。

ですから、うちの場合は、常々高額所得者の高齢者がいないから、なかなかできないとおっしゃっておりますが、低所得者に対しては、豊郷では減免措置、独自はしていませんが、全国ではこういった本人に非課税、課税のどの辺りの人に対してでも、町独自の、自治体独自の減免制度をつくっています。

そういったことも含めると、やはりうちの介護保険料の所得別の階層を変える必要があるなと思っているんですが、今回の階層は6段階を配慮していただけたというのは、それはそれでありがたいことだと、その段階の人は思いますが、この所得階層、高額所得者に対しては、もっと割合を上げていく。こういったことで、介護保険料の引下げは可能だと思いますが、いかがですか。1の質問では。

そして、2では、これは、国に要望していただくと、先日、町長が、一般会計の繰入れや、また、減免制度などは、国に罰則をつけると、こう要望しているという話をおっしゃいましたが、豊郷町では、国民健康保険料、ここは税として取っておりますが、町独自施策、子育て支援施策で18歳までの医療費無料化や障害者3級まで窓口負担の無料化、こういった町単施策に対しては、国は国民健康保険法の省令の中で、特別調整交付金で様々なペナルティーという措置をとっております。だから減額されています。

しかし、介護保険料の問題では、介護保険法にはそういった規定は、省令もありません。なぜ国保所帯、国保加入者にはできて、後期の後期高齢者含む、65歳以上の高齢者に対しては、こういった措置ができないのか。その点について、これも答弁してください。

そして、3、4のことなんですけど、この認定率を下げるというのは、本当に一朝一夕にできないことだというのはよく分かります。でも、うちの町で、保険料が高い一番の要因は認定率が高いからです。サービスを必要とする方が多いからです。そのことに対して、先ほど保健福祉課長から、字区でやっている。町の施設はどういうわけか外れにあるんですよね。運動体育センターも豊栄のさとも。じゃなくて、高齢者が行きやすい場所で、全字の人と高齢者が集えるような運動公園を役場の近くに、こういったことは、多くの高齢者の方から言われます。そのことに対してどう考えているのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

2点ほど、うちの課にいただいたかと思うんですけども、さらなる多段階化で、全国的には4倍のところもあるというご意見の方ですけれども、前回、第6期から第7期になるときに、これまで9段階であったものを12段階にしたと。1.7倍のところを2倍に引き上げさせていただいたという経過がございます。

例えば、今回第7期から第8期で、一番、12段階の方を例えば4倍にすると、保険料がほぼ2倍になります。となると、基本的になかなか一気に、例えば、1期ごとに高額の被保険者の方にご負担ばかりを負担していただくというのは、なかなか現実的に厳しいものがありますので、例えば、多段階化。今後、多段階化につきましては、もう少し枠を広げていく必要が出てくるかもしれませんが、現時点で、いきなり4倍というわけではないでしょうけども、2.5倍であったりとか2.2倍であるというのは、一部の被保険者の方だけに負担を押しつけるということになりますので、全て介護保険につきましては

は、65歳以上の方全てが負担するという制度になっておりますので、その点をご理解いただければというふうに思います。

独自減免制度につきましても、基本的に独自減免をやっておられる団体はあるかと思いますが、一律減免というのはどこもやっておられません。減免する場合については、保険料財源を使うというのが原則になりますので、一般会計からの繰入れというのは、基本的に介護保険の制度としてはありませんので、法定外の繰入れというのは制度的には認められておりませんので、もし減免をするのであれば、それは当然保険料にオンしていかなければならない。そうすると、基準の保険料は当然引き上げていかなければならないということになりますので、独自の減免というのも、現時点ではちょっと考えておりません。

介護保険のペナルティーの関係ですけれども、現在は特に調整交付金でのペナルティー制度というのはありません。これは、町長の方が、先日5日の日に答弁をしたとおりにかと思うんですけれども。今後、例えば、一般会計からの繰入れをした団体については、特別調整交付金の率を引き下げるであるとか、そういうペナルティーを設けていただくというふうな要望は、展開はしていきたいと考えておりますし、基本的に介護保険制度は国民健康保険制度と異なりまして、介護保険制度は介護保険法に、そもそも12.5%の繰り出し以外の繰り出しというのは認められておりません。以前は国民健康保険に関しては、所得階層が低い被保険者の責めに帰さない事由に関しては繰り入れてもいいよというのがあったので、それに応じて各団体を繰り入れてきました。

その結果、累積の赤字が大きくなって、最終的には県で統一するという、累積赤字が国民的な課題であったというのは、以前も答弁させていただきましたが、その背景を含めて今後も。介護保険とは、そもそもその国民健康保険の赤字の繰入れが問題であったので、介護保険法上12.5%の繰入れ以外の繰入れは認めない、そもそも制度として置かれていないということをご理解いただければと思います。

以上です。

保健福祉課長

はい。

河合議長

森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員の再質問にお答えします。町には体育センターのほかにも、隣保館や豊栄のさと、いきがい協働センター、図書館など、様々な施設があります。また、各字の公民館やグラウンド、公園もありますし、自治会活動や老人会活動、町事業等を通して、健康に長生きしていただく取組に役立てていただきたいと思います。事業の周知やご参加等のご協力をよろしくお願いいたします。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 町長の答弁はなかったんですが、介護保険、今期80円引き下げるとするのは、うちの65歳以上の高齢者は、大変、若干でも下がるということはいずれの思いです。その努力は分かりますが、この介護保険制度というのは非常に逆進性の高い保険料を取っているんですね。低所得者、年金80万以下の人たちに対しても、月7万もないぐらいの人たちからでも、標準月額の半分近くが取られる。ところが一方、町長報酬なんか見ても分かるように、60数万の人にとっては、2倍にしかならない。1万幾らでしかないんですよ。

だから、年間の保険料から見ると、片や1か月分近い保険料がなくなるんですね、年金が。そういうすごく逆進性の高い介護保険料率の在り方が問題であるとして、各自治体で努力をして、憲法には応能負担原則がありますから、能力に応じて払っていただくという、そういった独自の工夫が全国でできてきています。

だから、豊郷町は非課税高齢者が非常に多い町です。全体の8割近く、そうなるんです。だから、そういう人たちの保険料は、もうそれ以上上げられないというのは誰でも分かります。

でも、そういう中でも高額所得の高齢者もいると。そういった方たちに、そういった余力を介護保険料として社会に還元してもらおう。これも大きな行政の仕事ではないかと思えます。これについて町長はどう思うのか1回、町長の意見を聞かせてください。

それから、国民健康保険と介護保険制度は違うという話ですが、国民健康保険は医療保険なので、医療を受けたいときは、加入者でしたら全員対象になります。しかし、介護保険は、この介護保険サービスを受けようとしたら、まず、認定審査会に申請しなくてはなりません。ですから、その面では、全国平均で一生涯介護保険サービスを受けるというのは約2割です。8割の方は死ぬまで受けないから掛け捨てなんです。

この制度を、やはり受ける場合には安心して受けれる制度にする、当たり前のことではないですか。そのことに対して、行政としては、この豊郷の高齢者の実態に合わない、県下でも高い介護保険料の引下げ、先ほど80円下げますと言っていました。私、試算で、100円下げるには大体高齢者の保険料を100円下げるためには、650万ぐらい、3年間の計画の中で要るんだなあというのが分かりました。だから、そういったお金の差引きももっと考えてやれば、私は十分に下げられると考えておりますが。

それと、先ほど、福祉保健課長から、もう十分にその運動するところはありますという話をされましたね。以前に、隣保館の横の田んぼの空き地をそういう公園化して、いつでも憩える場所で、運動もできる、そして、隣保館で休息もできる、そういった施設を造らないのかという提案もしましたが、それから今見たら、もうその隣保館周辺はもう、どんどんどんどん埋立が進み、もう倉庫や太陽光、また、宅地分譲もするという話ですが、やはりやっぱり町民、高齢者が行きやすい場所を、そういった場所として設定することで、元気老人、そして認定率を下げる、隣保館で休養しながら、いろんな親しいお友達とか、字を越えた人たちが交流できる。こういったことはすごく、この豊郷では大事なことではないかと思いますが。答弁を求めます。

伊藤町長 はい。議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質問にお答えします。

以前から述べておりますように、介護保険制度というのは、これは日本独特の、特に、高齢社会の最先端を行っている中での制度を構築されたものであります。持続可能な社会をつくるためには、介護保険制度は、これは一番いい状況です。

しかしながら、いろいろな問題は起こってきております。それにはやはり制度改正を国に訴えていく、これがやはり行政の仕事であります。やっぱり一般財源を入れる率は、しっかりそれは守りながら、調整交付金を増額していきなり、いろんな形の中で制度を改正していくというのは、これは法を守る、そして、行政を運営する者の立場でありますので、その点だけのご理解賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

やはり歩いて行ける場所となると、集える場所で歩いて行けるとなると、やっぱり、字とかになるのか、自治会とかになるのかなあと。

今村議員 歩いて行ける場所とは言ってない。

保健福祉課長 身近な場所という。

今村議員 そう、そう。

保健福祉課長 身近な生活圏となると、老人会とか自治会とかになるのかなと思います。町事業を通して、健康に長生きしていただく取組というのを生かしていきたいと思っておりますので、近くで、歩いていけるといふようなところが高齢者の方には理想かなと思いますので、今の事業を充実させていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 次の質問に行ってください。

今村議員 それでは、続きまして、職場内のハラスメント防止の強化をということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

町には、「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」があります。先に、北川総務課長が強制わいせつ容疑で逮捕され、今後、この総務課長に対して町はどのような対応をするのか答弁を求めます。

また、昨年、中堅職員2名が、年度途中で退職をしました。これらは、職員同士の関係が起因しているのではないかと考えます。各課長や総務課長は、職員が心身ともに元気に働けるための職場環境の改善を進めていくのが、その職責としてあるのではないのでしょうか。今後の改善はどのように進めていくのか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の職場内のハラスメント防止の強化についてお答えします。

まず、総務課長が逮捕された件につきましては、現在、処分保留とお聞きしております。町としましては、豊郷町職員懲戒審査委員会を開く予定をしております。

また、昨年度、中堅職員2名が年度途中で退職したことは、非常に残念に思っております。特に、ハラスメントがあったことはお聞きしておりませんが、一部、人間関係が起因したのかなと思っております。2名とも次の職場も決まっておりますので、新たな職場でチャレンジしたいということはお聞きしていただきました。

職員が心身ともに元気に働けるために、職場環境の改善に向けては、まずはコミュニケーションを取ることが大事だと思っております。滋賀県の研修に行きましても、ほかのどの研修を受講しましても、コミュニケーション、傾聴の話をされます。まずは自分の行動を変えるかがポイントだと考えています。職員の皆さんがそれに気づけるような研修、行動、助言ができるようにしていきたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 北川総務課長の事件ですけど、私も知り合いの弁護士さんに聞いたんです。もう逮捕されたのが2月2日ですよ。勾留期限というのは10日10日で20

日間あって、その間に示談、本人が示談をしたかったら、被害者の方にそういった話合いを求める、弁護士を通してやるとか。それがなくて、起訴されればすぐ裁判が始まると。この強制わいせつ罪。これは非常に厳しい刑が待っています、6か月以上10年未満の懲役刑。執行猶予はつきますが、そういう懲役刑が刑法の中に書かれています。

また、そういった問題で、勾留中ですから、拘置所にいるわけですが、役場として本人に面会には行かなかったんですか。本人はどういうつもりなのやと。すぐ辞職をしたいのか、どう考えているのかというのは、私も過去に、そういうふうで交流されている人に2回ほど面会に行きました。私の知り合いの人の関係だったので、差し入れをしたり、今どう、困っていることないかとか聞きました。役場としては、本人にそういうことは、行ってやってないんですか。本人の意思を確かめるのは、あそこに行けば本人が会いたくないと言わない限りは会えますよ。そういうことはしていないのか。

懲戒委員会でやるのは、それは条例規則に書いてあるからそうなるけど、その前の前段階で、本人に確認は行ってないのかどうか、言うてください。

そのハラスメントが職員間にはないと、私はこれ管理職のことを言うてるんや。管理職の中でそういうハラスメントの問題意識というのは、どこまで今やっているのかということをおっしゃってください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。総務課長が勾留されている間は、役場は警察の方には面会に行っておりません。

あと、管理職でのハラスメントはどう考えているのかということなんですけども、5日の日の予算の中で、去年の研修はどうだったのかということがありまして、去年はコロナだったので、人事評価のリモートの研修を全職員したということなんですけども、確か令和元年のときは、ハラスメントと公務員倫理の研修はしております。

以上です。

河合議長 再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 町民から言われるのは、北川課長はまだ辞めていないのかと。給料払っているのかと。女性というのは、町の職員さんとか、いろいろ聞かれるんですけどね。やっぱりそういう面では、町として、町民に対して真摯な対応をしなかったら、

町政不信は深まると思うんです。その辺がすごく後手後手で、裁判始まって、終わって結審したらやるのかどうか分かんないけど、今でも給料を払ってるわけですね、そうなるよね。

その相手方という被害者は、町の職員さんではなかったんですか。以前聞いたときは分かりませんとおっしゃっていたけど、どちらかはっきりしていただかないと、このハラスメントの問題も進まないんですけど。個人名は出せとは言いませんよ。町職員だったのかどうかということは、最後に明らかにしてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

女性の件については、誰、どこの者ということは一切口外してはならんと。それと、総務課長のことについても接触は控えるようにという、警察の方からで、それで、誰も面会には行っておりません。

以上です。

今村議員 次ね。

河合議長 はい。次の質問。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡がなぜ進まないのか、町長にお尋ねをいたします。

昨年12月議会で、譲渡を願う方には早急な譲渡をと求めましたが、その後も何ら関係住民に対する町からのアクションはない状況です。こんなに譲渡事業が遅れているのは、町長、担当課長のどんな判断で、これまで未執行をずっと続けてきているのか、具体的に答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅譲渡をなぜ進めないのかについて、人権政策課からお答えいたします。

令和2年度の12月以降、譲渡状況についてご説明申し上げます。

分離不可4棟と分離可能2棟を譲渡いたしております。また分離不可1棟を、今年度3月末までに譲渡する予定でございます。

町といたしましては、12月以降においても、引き続き譲渡推進を行っておりますので、未執行にしている認識はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、いいの。

河合議長 ごめん。再質問。

今村議員 再々。

河合議長 2回目、2回目ですよ。

今村議員 2回目よね。再質疑。再質問ね。はい。

今、課長から2年度の実績を聞いたんですが、私、住宅の皆さんから、複数で疑問の声をいただいております。それといたしますのもね、長池団地の556の64番と、同556の65番。ここが、町から譲渡されていると。そして、同じ人が使っているようだという話を複数の人から聞きまして、どういうことやろうなと思いましたので、法務局に、町のこの土地と建物の登記の確認に行きました。

それによりますと、64番の方は、土地、建物含めて、令和2年12月23日売買、所有者豊郷町からKさんの方に売買されております。

そして、65号。65番の方ですね、ここも、令和2年12月23日売買ということで、町から、これは、ここの所有者がお亡くなりになっておられたので、その子と思われる方にこの売買が成立しております。この家、土地、両方とも。

ところがですね、その売買の中身で、住宅、その地域周辺の人が言うのには、65号も、もう既にKさんの方に売ったという、親族かがそういうことを言うて歩いてるぞという話も出てきてます。でも、普通に考えたら、あそこは、権利住宅ですので、譲渡に関しては6親等までという話になっておりましたが、64号にしても、このKさんが6親等に当たるのかなど。この人は、もともと持っておられた方の奥さんの兄弟のまたその配偶者ですよ。そういう人が、姻族にはなっても6親等の範囲に入るかなど。そういう話を町としては、どういうふうに受領して、また、そういう転売に関しても、もうお金ももらったという噂がずっと広がっているんですが、それについて町は全然関与はしてないんでしょうか。その疑念がありまして、私、そのことで他の人にも聞き歩いたんです。

この改良住宅譲渡事業というのは、平成22年ぐらいから具体的に始まりまして、団地説明会もされてるんです。高野瀬団地も長池団地も。そのときに譲渡を受けますよと言うた長池団地の方なんかは、いまだに一言も譲渡をするための手続の説明も何も役場から来ないという話がある中で、譲渡が進むのは一本釣りしているんですか。それとも恣意的にやっているんですか。譲渡してほしいという人には、平等にちゃんと譲渡の申請を求めることが当たり前じゃないですか。

そういったこともせず、こんな譲渡が行われているというのは、改良住宅譲渡に関して、非常に地域住民から不信感が持たれていますが、そのことについては、どう考えているのか、説明してください。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨年12月、売買に関しまして、個人情報に関係もございますので、お名前は言えませんが、譲渡で町から売買したことには間違いございません。それ以上、それ以降、その人が貸したとか、違う人が使っているとかいう部分に関しましては、町は把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

それと、アンケートに基づいて。

今村議員 64号の6親等に当たらないのではというのは、答弁はないんですか。

人権政策課長 すいません。64号は6親等に当たらないのではということでございますけれども、町の方では、確認いたしまして、当然規定に基づいて譲渡させていただいておりますので、その辺はご理解をお願いいたします。

個人的に議員さん、聞かれたことやと思うんですけども、その辺は推測の中でお話だと思いますので、町としては把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

それと、譲渡は公平にやってないということではございますけれども、委員さんが関わってはる、譲渡を要望してはる住民さんのお話ではございますけれども、町といたしましても、譲渡するに当たって、いろいろな規定がございます。生活困窮者と町税滞納者等々に該当すれば、当然、要望してくれはっても、町としてはお声がけはしないというような所存でございますので、ご理解のほどよろしく願いします。

今村議員 はい、議長。

河合議長 再々質問。

今村議員 はい、再々です。

河合議長 はい。今村さん。

今村議員 課長、私、課長は、もう売ってしまった後は、こっちには関係ないみたいな、今言い方されたけど、64号にしても、本来の権利住宅ですから、権利を相続するのは子か孫かですよ。相続になるから、そっちは。でも、この場合は、嫁さんの兄弟のまたその配偶者、奥さんやわ、そんなことを、そこは姻族3親等、姻族に入るから、親族に入らないというのが法律的なあれでは入っていますが、それがどうやって、そこが6親等親族に入るのかというのは、ここで説明してくだ

さい。

それから、65号の問題ですが、もうお金は、もう転売してお金ももらったという話の問題で、何が問題なのかと言いますと、豊郷町には、改良住宅譲渡推進事業に係る不動産取得税補填補助金交付要綱というのがあるんです。これの第5条には、権利譲渡の禁止。前項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡して、担保に供してはならないと書かれているんですよ。明らかに違法なやり方じゃないですか。

改良住宅にはありませんが、分譲住宅には10年特約といって、10年転売禁止条項が入っていましたよね。それに当たるのが、これも1つのあれかなと思いましたが、そういうのから見て、やっていることは非常に違法性が高いことにつながるんですが、何の指導もしないんですか。

それから、先ほど、生活困窮者、滞納者の人は除外していると言いますが、その人の権利、その人のことを私はよく知っていますから、町税、全ての町の滞納はありません。生活困窮者という枠をどういうふうに規定しているのか。滞納が何もなくて、1人でけなげに生きておられます。非常にそういう言い方も、一面人権侵害の発言だなど、私、感じましたが、そういう点について、最後ですけど、ちゃんと答弁してください。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

あくまで、口聞き、想定のお話でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。よろしくお願ひします。

今村議員 6親等はちゃんと分かってることやから、6親等に当たると言ってるんだから、ちゃんと説明してよ。そんないいかげんな答弁ないやろ。

人権政策課長 すいません。6親等に当たるかどうか、その辺も個人情報ですので、お答えは差し控えさせていただきます。

今村議員 当たらない人が何で買えるのよ。

人権政策課長 以上です。

河合議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、高齢者や障害者のワクチン接種に対し配慮をということで町長にお尋ねいたします。

町の説明では、豊栄のさとの集団接種を基本に進めるという方針を示されましたが、基礎疾患のある方や交通難民の高齢者、障害者などには、医療機関や自宅訪問などの接種の工夫も必要じゃないかと考えますが、これについて早く

から備えておくことは大事なので、町の見解を求めます。

医療保険課長 はい。議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の高齢者や障害者のワクチン接種に配慮をのご質問にお答えいたします。

配慮の必要な方への接種について、医療機関や訪問診療での接種に工夫をとのご指摘ですけれども、かかりつけ医で接種ができる環境が最も適していると考えております。

しかし、現在医療機関での個別接種については、通常診療にワクチン接種をお願いすることによる業務負担、ワクチンの取扱いが困難であること、医療機関で予約を取ることの事務的負担、ワクチンの流通量が潤沢ではないため、できるだけ無駄のない接種方法を実施する必要がある等、医療機関から色よい返事をいただくことができない状況であります。今後も引き続き、医療機関での個別接種が可能となるよう、協議の方を続けていきたいと考えております。

また、訪問診療による接種の場合、1バイアルで5人分の接種が可能ですけれども、訪問診療1人分をご持参いただいた場合、日程が合わなければ、4人分をやむを得ず廃棄しなければならない可能性があります。現在の国の取扱いでは同居の親族を合わせて接種することができませんので、これについては、取扱いを変更するよう、引き続き要望をしていきたいと考えております。

また、接種後、15分から30分程度の経過観察も必要ですので、訪問診療による接種は、医師の負担を考えると現実的には厳しい状況であることをご理解ください。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 国が、河野担当が言っている話では、ワクチンがいつまでに来るのかというのはなかなか不透明な状況だから、滋賀県にどんだけ回ってくるのか分からないし。そういった面で遅れるのは必至だと思っておりますが、しかし、やはり、集団接種になじめない、こういった弱者の方たちの対応というのは、国、県、町ではなくて、豊郷町でも、いち早くそういう人たちはこういうふう安心してワクチン接種ができて、その後の健康もしばらくちゃんと確認できるような体制をつくるとかね。そういうことは、広報でも、また個別にもお知らせはできることなんですけど、私が申し上げましたワクチン接種で困難さがあるというのは、町と

しては、高齢者、障害者で何人ぐらいカウントしているんですか。その人たちの対応については、マニュアル的なことはもうできてるんですか。それを聞かせてください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは今村議員の再質問にお答えいたします。

なじめない人への対応ということですが、基本的に本町での集団の予防接種については、現在、町内にあります3診療所のドクターに予防接種、ワクチンの接種をお願いしております。

ですので、例えば、集団接種、今後のスケジュール次第にもよりますが、いろいろな町内のドクターに、毎月毎月、週なり日ごとにはなりますけれども、接種の方をしていただいて、なおかつ、自院でも個別接種をお願いするというのは、かなり厳しい状況であるというのは、もうご理解いただければというふうに思います。

あと困難者の人数の把握ということですが、例えば、在宅診療で来れない方とか、予防接種に来れない方の人数の把握というのは、現実的に不可能ですので把握はしておりません。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 まだ先か、あれやから、もうちょっと検討してください。次行きます。

河合議長 はい。じゃ、次行ってください。

今村議員 それでは、続きまして、役場庁舎設計変更を問う。

先日の役場改築現場視察で、エレベーターの設計変更の説明がありました。現時点の設計変更はどの程度あるのか、説明を求めます。

また、3階部分、ここですよ。この部分の町議会本会議場は、議会以外の使用はありません。今後、避難場所としても活用できるような多機能型の設計変更を求めますが、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の役場庁舎設計変更を問うにお答えします。

役場庁舎設計変更は現時点でどの程度あるのかということについて、まず説明させていただきます。主要な変更箇所につきましては、26か所ございます。これはちょっと時間かかりますけど、順に言っていきます。

まず、東面の門扉は門扉なしにしました。設備ゾーン、今そこなんですけど

も、60センチの基礎でしたけども、浸水想定区域で犬上川が氾濫したときに約1メートル浸水があるということですので、設備ゾーンを1メートル20の基礎を上げて、その上に設備ゾーン設置に変更しました。

次に、新館の2階の町長室前の会議室は、排煙窓を取るために取りやめとしております。

次に、新館2階の、平面図でいくと会議室2、放送室なんですけども、放送室の移設がちょっと難しいということになりましたので、会議室1と会議室2のままに変更しております。

次に、別館2階の男子更衣室、女子更衣室なんですけども、変更後は、放送室、男女兼用更衣室としております。先ほどの放送室の移転を取りやめたために、今までどおりの更衣室としております。

次に、別館1階の防災倉庫の予定だったところなんですけども、今の車庫のところでは、防災倉庫として活用した場合、次、消防車置くところがないので、現状を維持するというように変更しております。

次に、別館2階の湯沸かし室なんですけども、ちょうどその下にシャッターのスライドするのがあって、今の湯沸かし室が、トイレの方に排水が行ってたんですけども、その排水がなくなってしまうために、上下水道側への移設をするということに決定しております。

次に、新館3階の委員会室。変更前は委員会室と議場控室なんですけども、委員会室を広く使えるために、議員控室と委員会室を入れ替えております。

次に、新館と別館の3階なんですけども、今の別館の3階の湯沸かし室を取りやめて、会議室を広く取るように変更をしております。

次に、各事務所なんですけども、家具を最低の家具しか見てなかったの、各課から要望を聞きまして、収納棚の追加をしております。

次に、先ほど質疑でありました議場の移動式家具でございますが、これは新館の3階です。移動式をやめて固定式の家具に変更しております。

次に、基礎のくいの本数なんですけども、当初は105本でしたのが、109本に変更となっております。建築確認でくい本数の長さや数の変更があったためです。

あと、次に、くいの位置と基礎形状についても、再度構造計算のつくり直しで変更をしております。

次に、新館1階の相談室、相談室1と相談室2と相談会議室なんですけども、この3つの部屋には防犯カメラを設置するように、新規で追加しております。

次に、3階の委員会室なんですけども、委員会室にマイクと集音設備を新たに追加

しています。

次に、別館のエレベーターですけれども、既存のエレベーターを当初は利用する予定でしたけれども、新築棟の増築に伴い一体化利用すると、現行法規に対応する改修が必要となってきます。そのため、メーカーの部品の関係などで新たに造り直すのには、2,000万から2,500万、高額な費用が要するということになりましたので、それを取りやめて、エレベーター1台、新館の方のエレベーター1台にするということに変更しております。

次に、新館の3階の天井なんですけれども、既存の別館の高さが設計よりも250ミリ低いということが分かりましたので、天井高を3,000ミリから2,800ミリに変更しております。

次に、空調機と室外機ですけれども、空調機2台、室外機2台の追加ということで、コロナ対策のための換気回数を増加するために変更しております。

あと、耐火書庫も換気がないと重要書類を保存できないということで、そこにも追加しております。

次に、間接照明の追加ということで、意匠図の垂れ壁に、電気設備に反映されていなかったということで、この分追加となっております。

次、外構フェンスは、目隠しの方が52メートル減って、外構フェンスのメッシュフェンスも52メートル減っています。

あと、玄関のところの二丁掛けタイルを木仕上げに変更して、第3工期で仕上げることにしております。玄関のギャラリーとエントランスを開放することになっていたんですけれども、確認申請で玄関等の既存壁が耐震の関係上撤去ができなくなったため、開放ができなくなりました。

次に、避難窓の追加としまして、3階全てなんですけれども、避難窓の追加を4か所しております。これは建築確認で3階の避難窓が取れてなかったもので、それを追加したということです。

排煙窓につきましても、排煙窓の位置を変更しております。これは建築確認で排煙経路の変更を指示されたためです。

次に、別館棟の外壁の改修なんですけれども、これは設計に入っていないんですが、タイルがやっぱり浮いている箇所が多々ありますので、その補修工事をしていただくことになっております。以上です。

あと、今後、避難場所として活用できるよう多機能型の設計変更について設計段階では議場、会議室などに転用できるよう検討協議していましたが、現在断念しています。まずは旧館の危険な庁舎の建て替え、職員の安全を目途としておりますし、過剰な投資を控え、必要な部屋数しか建設しておりませんので、ご理解

をお願いします。

今村議員 議長、いいですか。

河合議長 再質問。

今村議員 はい。再質問です。

河合議長 今村議員。

今村議員 私が求めたのは、この役場庁舎、今回約10億円近いお金を、血税をかけてやるわけですから、やっぱりこの施設がいかに町民にとって有効な施設として、少なくとも50年は活用しなきゃいけないんですよ。今、長寿命化のいろんな構想出てるから、こういう役場施設でも70年、80年、長寿命化でやっていけるといふ、そういう公共施設のそういうのも出ているから、ありますが、今回町制50周年とかいろいろおっしゃっていますけど、町制がまだ今後50年は、ここで、町民の皆さんは、いろんなところで、この庁舎を使えるような施設にしていくために、施設の在り方も考えていかなきゃいけないと思うんですが、先ほど、二十何か所のそういうね、ここは議場は可動式やめて固定式にしたということで、どんだけ経費が浮いたのか。全体として、会議室ばかりあるのかなと一瞬考えたけど、町の職員数は、今後そう増えてはいかないと思うんですよ。人口がそう増えないから。減っていく傾向にあるわけじゃないですか。

そういった中で、町民が使いやすい、使い勝手のいい施設として、多機能型も非常に大事やと思うんですが、そういう面の将来設計的な配慮、14億のうち、交付金で来るのは若干しか来ませんからね。そういうお金、ほとんどが町の基金の繰り出しやらね、借金を起こしてやるわけじゃないですか。だから、そこら辺はどういう将来展望を持っているのか。また、ここの稼働はやめたというのは、どのくらいの財源負担がかかると考えたのか、その内訳を説明してください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。

まず、最初にこの議場の減額はどれだけだったのかということからです。この議場の机は、まず既製品ではなくて、全て家具というて、一から図面を引いて造ることになっておりますので。

今村議員 オーダーメイド。

総務課長 オーダーメイドです。はい。初めは可動式の場合は、車とかついてあって折り畳みになっていたんですけども、それを取りやめただけでは、さほどの減額はなないということは、家具屋さんからは聞いています。

それと、今後の活用についてなんですけども、まず、今の役場の中を見ますと、

会議室というのはあんまり少ないんですね。別館の会議室は結構取り合いになっている状況です。その3つの会議室を確保しつつ、1か所、2か所ほど、十何人が入れる会議室と相談室もちょっと暗い部屋になってますので、それを2つ確保して、相談室と会議室が併用できるように、パーティションで間仕切りがあるようなものを1つだけ追加しているだけで、あとは、今の状況とさほど変わりがないということでございます。

今後の展望の追加なんですけども、職員の数が減るのかどうかというのはちょっと僕、分かりませんが、また、介護保険のように新たな仕事が出てくると、職員が増えたりもしますし、リモートが進むと、逆に減るようなことも考えられますので、ちょっと将来のことはまだ分からないということでお願ひします。

河合議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時28分 散会)